

## 第 3 章



本質的價值

### 第3章のサイトマップ

#### 1. 陸軍板橋火薬製造所跡の本質的価値

＜本質的価値＞

＜本質的価値の理解を助ける価値＞

#### 2. 構成要素の特定

(1) 諸要素の体系

(2) 諸要素の概要

## 第3章 本質的価値

### 1. 陸軍板橋火薬製造所跡の本質的価値

本章では、国指定史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存と活用の原点となる、本質的価値を明らかにする。

史跡指定時に認められた価値（本計画 29～31 頁参照）に加え、様々な角度から考察することで史跡の性格をより深く総合的に理解することをめざし、新たな価値評価の視点を提示する。

史跡の多様な価値を考察するために、2つの視点から分析する。ひとつは、地域範囲の視点である。平成 29 年度に史跡指定された範囲は、陸軍板橋火薬製造所全体の面積（昭和 18 年時点）の約 2.5%に過ぎず、指定地外の地域にも火薬製造所の建造物や施設が現存している。よって、史跡指定地のみならず、周辺の地域も視野に入れて検討する必要がある。もうひとつは、時代性の視点である。火薬製造所としての役割は昭和 20 年の終戦をもって終了するが、その施設や跡地は、戦後新しい用途で利用され、科学技術研究や教育など地域の特性を生み出している。そのため、戦後、火薬製造所の跡地が辿った歴史を踏まえた価値評価を行う必要がある。以上のことから本章では、地域範囲と時代の2つの視点から、改めて史跡の本質的価値を検討する。

史跡の「本質的価値」とは、遺跡から理解することができるわが国の歴史上及び学術上の価値を指す。さらに、本史跡の性格は、近代に留まらない重層的な歴史や、火薬製造所と地場産業の関係など、本質的価値以外にも多様な価値が認められる。それらを「本質的価値の理解を助ける価値」として捉えることとする。

#### <本質的価値>

#### 1 明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残る

- ①明治政府は軍事力の一元的掌握のために首都近郊の板橋に火薬製造所を設け、石神井川の水車動力を利用した
- ②先進的な測定技術が火薬生産へ導入された
- ③初の理工学系研究所が設置され、近代科学技術の進展に寄与した
- ④首都の巨大な軍工廠を象徴する施設群が広域的に展開する

#### 2 戦後復興期には先進的科学研究の拠点となり、世界に発信された

## <本質的価値の理解を助ける価値>

### 1 加賀藩下屋敷から工都板橋までの歴史の重層性を示す

- ①加賀藩下屋敷の景観と中山道板橋宿のにぎわいが今も感じられる
- ②「工都板橋」の淵源であり、今も光学産業の先端地域である
- ③地域住民の努力により、戦後の跡地利用が推進され文教地区として健全に発展している

以下より、史跡が持つ価値の具体的な内容を確認する。

## <本質的価値>

### 1 明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残る

#### ①明治政府は軍事力の一元的掌握のために首都近郊の板橋に火薬製造所を設け、石神井川の水車動力を利用した

明治9年(1876)、国内初の官営火薬製造所として砲兵本廠板橋属廠が開設され、火薬生産が開始された。明治政府は軍事力の一元的管理をめざしており、火薬生産の独占はその大きな柱であった上、西南戦争が迫る明治9年の時点で、首都東京の近郊にあたる板橋に官営の火薬製造所を置いたことは特筆すべき点である。

明治政府は、明治4年から官営火薬製造所の建設用地を探索しており、兵部省は加賀藩下屋敷跡(平尾邸)に目途をつけ、その獲得をめざした。同地は、石神井川を水車の動力に利用できることから火薬製造所の建設適地であった(「板橋金沢県旧邸御引渡伺」(明治四年「公文録」第百三十五巻)、国立国会図書館所蔵)。また火薬が爆発する危険性を考慮して、石神井川兩岸の谷底低地を選んだ点も首肯できる。

この背景として、江戸幕府による火薬製造所の設置構想と、圧磨機圧輪の駆動に水車を動力源として利用したこと、さらに加賀藩下屋敷における大砲鑄造の動向があり、注目すべきである。

幕末期、江戸幕府は滝野川村(現北区)に大砲製造所と火薬製造所の設置を検討し、最終的には完成に至らなかったものの、施設の建設を始めていた。この背景には、石神井川と千川用水の末流に当たる滝野川・王子地域という立地条件が、製造所の設置に適しているとの判断があった。これは陸軍板橋火薬製造所の設置理由と同様である。

水車は、加賀藩下屋敷時代から石神井川の水流を



改修前の石神井川(加賀五四自治会(肥田一穂氏寄贈)文書・板橋区立郷土資料館所蔵)

利用して稼働しており、近世の絵図にも水車小屋が2ヶ所描かれている。水車は庭園の点景ばかりでなく、紙漉きや製粉にも利用された。さらに、嘉永年間には加賀藩が大砲鑄造を開始し、大砲の砲身に穴を穿つための動力として、水車が用いられた。明治9年、砲兵本廠板橋属廠が設置されると、石神井川の水車を動力源として圧磨機圧輪を駆動させ、黒色火薬が生産された。産業の近代化を示す圧磨機圧輪を利用した火薬製造が、水車という近世以来の技術・方法を利用しながら行われた点は、明治初頭の工業技術の進展過程を考える上で注目すべきである。当時の圧磨機圧輪は、黒色火薬の製造が終了した後は、「圧磨機圧輪記念碑」（区指定記念物）として大正11年（1922）に建てなおされ、区立加賀西公園に保存されている。

また陸軍板橋火薬製造所の分工場である宇治火薬製造所（京都府宇治市）及び岩鼻火薬製造所（群馬県高崎市）においても、製造所内に河川があり、近代における火薬製造に水力が重要であったことを示している。

さらに、火薬製造所創業直後の明治10年、小銃発放速力試験・火薬威力検査のための発射場が旧加賀藩下屋敷の築山<sup>しやだ</sup>を射塚として整備された。発射場は明治38年に一旦廃止されたが、大正期に入り再び土塁等を整備し、陸軍火薬研究所の併設施設として昭和20年まで機能が維持された。指定地内にはその施設が残っており、わが国の工学技術の歴史を理解する上で重要である。

## ②先進的な測定技術が火薬生産へ導入された

板橋火薬製造所での火薬生産技術の画期性は、国内で初めて、電気的な精密測定機械を利用した銃砲弾の初速測定によって品質を一定にするという点にある。現存する射場はそのための国内最古の施設であり、日本における火薬生産技術の近代化を象徴する。このような先進的測定技術の導入による工業生産の近代化は、国内広い範囲で行われたが、その中でも、規模や重要性で火薬製造の事例はきわだっており、欧米の技術に基づく先駆的なものであった。先進的な測定技術の導入は、火薬生産の品質の安定化にも役立ったと考えられる。

また射塚や土塁などは、当初からの位置にあるが、後年のものとはいえ銃器庫や発射場等も、陸軍が同じ目的に使用した遺構・歴史的建造物であり、上述の理解を助ける。

このように当該地は、工業生産の近代化を象徴する遺跡として、産業技術史上重要である。



銃器庫



発射場から射塚を臨む



### ③初の理工学系研究所が設置され、近代科学技術の進展に寄与した

板橋火薬製造所は、火薬製造だけではなく、火薬・爆薬の研究開発の拠点となり、明治36年（1903）には当該地に陸軍火薬研究所が設置された。「研究所」の名称を持つ機関としては、明治25年に大日本私立衛生会附属として設立された伝染病研究所が最初であるが、陸軍火薬研究所はこれに次ぐものであり、理工学系では最初の研究所である。医学に次いで、この分野で研究所が設けられたことは、富国強兵をめざした当時の科学技術政策を理解する上で注目される。

史跡指定地は、研究所発足当初からその研究用射場として用いられた。一方で火薬研究所の建物・施設は、順次に建設されていったと考えられるが、現存する建築は昭和期のものであり、終戦時まで火薬研究所として試験や研究に利用されていた。

火薬・爆薬研究は、化学や物理学の研究を基礎としており、一般的に思い浮かべられる「研究所」のイメージに近い。また、燃焼実験室が第二次世界大戦末期の資材不足の中でも鉄筋コンクリート造で建設された点は、当時、軍事技術研究がいかに重視されたことを示している。また弾道管や貯蔵施設、土塁、爆薬製造実験室などが現存すること、あるいはそれらが特殊な構造を持つことは、研究所で扱われていたものが危険物で、軍事的意味を持っていたことをよく示している。昭和期に設置された弾道管による「隠蔽式射場」と、明治期の機能を引き継ぐ「露天射場」との対比も含め、この遺跡は火薬研究所の研究内容やその発展過程を理解するに十分であり、科学技術史上の価値が高い。

### ④首都の巨大な軍工廠を象徴する施設群が広域的に展開する

明治9年（1876）の板橋火薬製造所の設置以来、火薬の製造拡大に伴って王子及び豊島に分工場が作られたほか、明治38年には日露戦争のための生産力増強を目的に、東京砲兵工廠が拡張され、十条に銃包製造所（後の第一陸軍造兵廠）が設置された。明治40年以降、火薬製造所構内には専用電気鉄道が敷設され、王子・豊島に分工場、第一陸軍造兵廠、さらに兵器補給廠などを結ぶよう拡張整備された。

このように、首都北西部に巨大な火薬・弾薬製造プラントが形成されたことは、日本の歴史を理解する上で重要である。一方、戦後の都市開発によってその多くが失われ、当時の痕跡は部分的にしか残っていないが、その中であって、史跡指定地は最も多くの遺構が相互に隣接して残っている区域である。また指定地内には専用電気鉄道の軌道敷が含まれていることから、この復元等により他の遺産とのつながりを示すことが可能となり、すでに失われた広大な軍工廠を理解するのに適している。



轻便鉄道軌道敷跡

陸軍板橋火薬製造所自体は、明治9年の設置から昭和20年(1945)の稼働終了まで、敷地の拡大を続け、終戦時にはおよそ50.2万㎡の広大な敷地を有した。現在、史跡指定地外の東京家政大学や公益財団法人愛世会、区立加賀西公園等に火薬製造所時代の遺構・歴史的建造物が現存する。なかには「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」「(区登録有形文化財)や「圧磨機圧輪記念碑」(区指定記念物)のように文化財指定を受けているものもある。また帝京大学や板橋区立板橋第五中学校の区画や、その周囲に遺存する火薬製造所時代の標柱は、火薬製造所の敷地範囲を表している。

このように史跡指定地の外にも、火薬製造所時代の遺構・歴史的建造物が広域的に現存しており、火薬製造所の広がりとその様相を理解することができる点で重要である。

## 2 戦後復興期には先進的科学研究の拠点となり、世界に発信された

昭和20年(1945)8月に、陸軍板橋火薬製造所が稼働を終了したことに伴い、火薬製造所の跡地には、国の管理の下、研究所や学校、工場等が入居し、その施設・敷地が、野口研究所および理化学研究所に引き継がれ、近年まで利用された。

野口研究所は、日本窒素肥料株式会社をはじめとする化学工業の一大コンツェルン(日窒コンツェルンまたは野口コンツェルン)を設立した野口遵が、昭和16年に創設した研究所で、戦後、火薬製造所の跡地へ入居することになった。

一方、理化学研究所は、大正6年(1917)に文京区駒込に発足した自然科学系の総合研究所である。戦前から量子力学の分野において世界的な業績を挙げていた仁科芳雄は、理化学研究所の主任研究員として宇宙線実験室を主宰していた。戦時中は金沢医科大学(金沢大学医学部の前身)に疎開していた仁科研究室が、昭和21年8月火薬製造所の跡地へ理化学研究所板橋分室(後に板橋分所と改称)として入居し、翌年に宇宙線の連続観測が開始された。板橋分所は仁科芳雄や彼に学んだ湯川秀樹、朝永振一郎というノーベル物理学賞受賞者を含む様々な研究者たちによって使用され、建物内外には宇宙線研究等に用いられた設備の一部が残る。戦後復興期において、宇宙線研究などの基礎研究が継続的に行われ、その成果が世界へ発信された。物理試験室や爆薬理学試験室、およびその内部に残る研究設備を通じて、当時の研究の様相が今現在も窺える点は、復興期の科学研究の展開を知る上で重要である。板橋分所における宇宙線研究は、研究拠点が埼玉県和光市へ移る昭和61年まで継続された。

このように戦後、火薬製造所の跡地は研究所や学校、工場として利用され、史跡指定地には、野口研究所、理化学研究所が入居するなど、戦後復興期の日本の科学研究の重要な拠点となった。

## <本質的価値の理解を助ける価値>

### 1 加賀藩下屋敷から工都板橋までの歴史の重層性を示す

史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」は、近代の史跡であるが、近世から近代、さらに現代までの歴史の重層性も重要である。

#### ①加賀藩下屋敷の景観と中山道のにぎわいが今も感じられる

延宝7年(1679)、加賀藩前田家は板橋宿平尾の地に6万坪の土地を幕府から拝領し、下屋敷とした。最終的に約21万8千坪に達した加賀藩下屋敷は、近世を通じて藩主と親族の別荘として用いられ、また中山道板橋宿沿いに位置することから、参勤交代時には藩主の装束改めや親族との対面等にも利用された。昭和63年度には、下屋敷の遺構である築山を含む区立加賀公園の敷地が、区の記念物(史跡)に登録されている。区立加賀公園部分には、野口研究所の使用時には、戦前の建築や施設が残っていたが、公園造成工事に際して撤去された。その一方で、加賀藩下屋敷を象徴する築山を中心に、加賀藩下屋敷の歴史的風景が感じられるよう整備がなされ、開園以来、区民をはじめ様々な人たちの憩いの場となっている。この区立加賀公園を含む下頭橋から北区区境に至る石神井川沿いには、桜並木が広がり、区内を代表する名所として良好な景観を形成している。

板橋宿は、五街道のひとつ中山道の第一の宿場であり、近世初頭から交通の要衝として栄え、品川、千住、新宿と並んで江戸四宿のひとつに数えられる。近代になって中山道は大規模な改修工事が行われたが、現在でも旧街道沿いには商店街があり、にぎわいを見せている。また、近代の道ではあるが、指定地の東南方向に位置する王子新道も、近代以降の板橋宿を考える上で注目すべきである。板橋宿は、明治16年(1883)に上野-熊谷間を走る鉄道の路線が王子や赤羽に開通したことや、明治17年に板橋宿で発生した大火の影響を受け、衰退し始めていた。一方、王子には抄紙会社(現王子ホールディングス株式会社)、大蔵省印刷局抄紙部など大規模工場が建設され発展しており、明治21年に板橋-王子間に開通した王子新道は、板橋宿の再活性化を推進した。



加賀公園



石神井川の桜並木



## ②「工都板橋」の淵源であり、今も光学産業の先端地域である

昭和20年(1945)の終戦まで、現板橋区志村、清水町から北区西が丘、赤羽西にかけての火薬製造所の北側において、陸軍兵器補給廠板橋兵器庫が稼働していた。陸軍兵器補給廠は、火薬製造所で生産された火薬等を含む多様な兵器の製造および、購買、保管、支給等を行う機関である。火薬製造所と兵器廠補給廠、およびそれぞれの上位機関である造兵廠と兵器廠は組織改編を経ながら、ともに明治初年より並行して業務を行っていた。昭和15年には、造兵廠と兵器廠が統合した陸軍兵器本部(昭和17年より陸軍兵器行政本部に改編)が新設され、終戦を迎えている。

戦前-戦中期、兵器補給廠板橋兵器庫の周辺には、光学兵器の工場やその下請け工場などが集中的に所在していた。例えば服部時計店工舎(現セイコーホールディングス株式会社)の測量機器部門から独立した東京光学機械(現株式会社トプコン)は、本社を京橋区銀座(現中央区)、工場を豊島区や滝野川区(現北区)に置いていたが、昭和8年、本社および工場を板橋区志村本蓮沼町に移転した。この立地は、板橋兵器庫や、光学機器生産の中核にあり十条(現北区)に位置した陸軍造兵廠の精器製造所との近接地である。その他にも、兵器補給廠板橋兵器庫の周辺には、光学兵器の工場やその下請け工場などが集中的に所在しており、その工場群は戦後の平和産業に引き継がれた。戦後は、旭光学工業(現リコーイメージング株式会社)やコパル光機製作所(現日本電産コパル株式会社)の本社移転、その他中小事業者の活躍により、志村周辺は戦後日本の光学産業、カメラ産業を象徴する地域となった。

このように戦前-戦時期における、火薬製造所及び造兵廠・兵器廠と民間の関連産業との関係は、現在の光学産業を中心とする志村地域、ひいては「工都板橋」の礎になった。

## ③地域住民の努力により、戦後の跡地利用が推進され文教地区として健全に発展している

史跡指定地外の旧火薬製造所の土地・建物には、大学等の学校や研究所、民間の工場等が入居し、戦前の建物の一部が学校や大学、病院等に利用され続け再活用されている。現在は他所に移転しているものの、当地域には東京教育大学(現筑波大学)などの大学、国立極地研究所や計量研究所(現産業技術総合研究所)などの自然科学系の研究所が長く所在し、大学を含む学校や研究機関が集中していた点も、当地域の特徴である。

また火薬製造所の跡地に入居した企業・学校などの団体によって、板橋管財施設利用組合が組織された。この組合は米軍に解散させられた後、五四団体自治会として再組織され、土地や建物の利用をめぐる、国や米軍と交渉等を行っている。当時の五四団体自治会の活動は、板橋区登録有形文化財である「加賀五四自治会(肥田一穂

氏寄贈)文書」からも明らかになる。当自治会は当初は入居団体による組織だったが、昭和30年代後半から区域内の一般住民も構成員となり、さらに昭和40年には加賀五四自治会と改称され、一般的な自治会組織として現在に至る。こうした経緯を持つ団体が、現在も自治会として活動している点も、この地域の特徴的な歴史の証である。

さらに加賀藩下屋敷時代を想起させる「加賀」という町名は、昭和40年に「板橋町」から改められたもので、板橋区としてもこの地域の持つ近世以来の歴史の重層性を尊重しており、公園名や学校名などにも使われている。

このように史跡指定地を含む加賀地区および板橋地区などの周辺地域は、近世の加賀藩下屋敷や中山道板橋宿の歴史を受け継ぎ、近代の板橋火薬製造所の稼働、さらに戦後はその跡地が研究所や学校、工場等に利用されており、近世から近代、さらに現代に至る歴史の重層性を象徴する場所となっている。

## 2. 構成要素の特定

本節では、前節で確認した史跡の本質的な価値に基づき、それぞれの構成要素を体系的に把握する。これによって構成要素それぞれの価値が明確となり、俯瞰的に捉えることが可能となる。

### (1) 諸要素の体系

第2章3(5)「構成要素の現状」(49～147頁参照)で確認したように、史跡指定地及び指定地周辺には、史跡陸軍板橋火薬製造所跡に関する様々な遺構・建造物が現存する。これら構成要素を、史跡の価値に関係付けて理解・把握するために体系化を図る。

史跡に関する諸要素は、まず史跡指定地内に位置するか、指定地外に位置するかによって区別できる。さらに、史跡の本質的価値を構成する諸要素、本質的価値の理解を助ける価値を構成する要素などに分けられる。こうした体系を、次図の通り整理する。

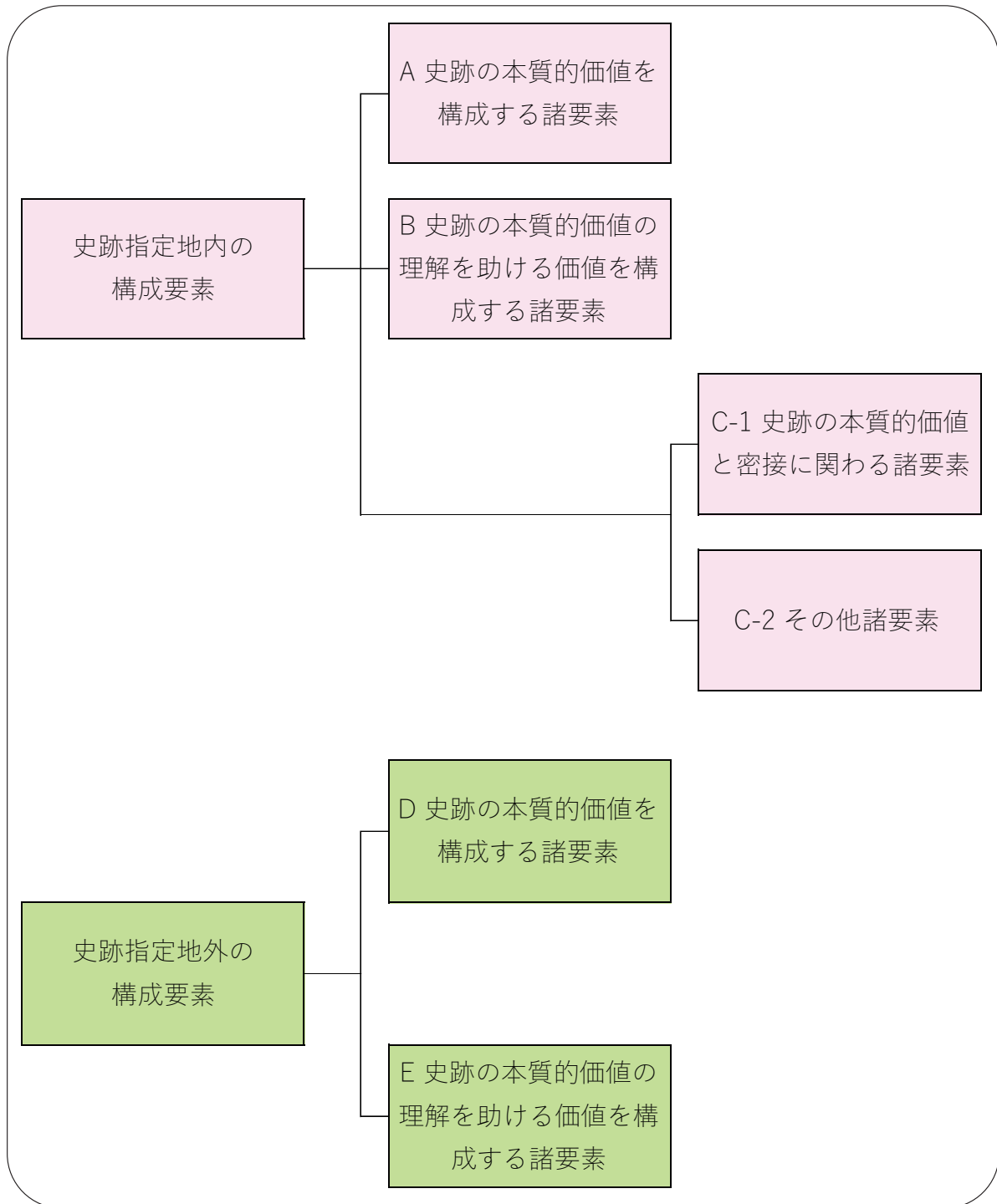


図 20 : 構成要素の体系図

## ＜史跡指定地内の構成要素＞

### A 史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、火薬製造所および研究所時代に使用されていた歴史的建造物や、発射場を構成する土塁や弾道管、射塚などの遺構・遺物等を指す。また戦後の利用に応じて、改変・撤去がなされた建築群や遺構、さらには現時点では地上に明確に確認できない遺構も含む。これらはわが国の歴史上または学術上の価値の高いもので、確実に保存すべきものとする。

### B 史跡の本質的価値の理解を助ける価値を構成する諸要素

史跡の近世、現代に関する歴史など史跡の多様な価値を表す要素であり、「陸軍工科学校板橋分校石碑」などを指す。史跡の本質的価値を損なわない範囲で尊重し、保存に努めるべきものとする。

### C-1 史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素

文化財の保存・整備・活用を目的として配置された施設で、整備に応じて更新を図る必要があるものであり、「加賀藩前田家下屋敷跡石柱」や「板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑」などを指す。これらは、今後も学術的調査等を継続して、その価値を明らかにし、保護すべきものとする。

### C-2 その他諸要素

これまでの時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素、あるいは現時点では史跡との関係が明らかではない諸要素などであり、前者は「公園灯」や「ブランコ」、後者は「コンクリート擁壁」や「コンクリート構造物」などを指す。史跡や遺構の保存に悪い影響を与えるおそれのあるものか、または将来的にその可能性があるもの、史跡と関わりのないもの等で、除却や移転を検討すべき要素も含む。

## ＜史跡指定地外の構成要素＞

### D 史跡の本質的価値を構成する諸要素

A 同様、火薬製造所および研究所時代に使用されていた「公益財団法人愛世会愛誠病院・シルバーピア加賀」などに残る歴史的建造物や、「圧磨機圧輪記念碑」などの遺構・遺物群などを指す。追加指定を含む適切な保護措置を講ずるように努める。

### E 史跡の本質的価値の理解を助ける価値を構成する諸要素

B 同様、史跡の近世、現代に関する歴史など史跡の多様な価値を表す「石神井川緑道」や「桜並木」などの要素のことを指し、史跡の本質的価値を損なわない範囲で尊重し、



保存に努めるべきものとする。

※なお指定地外に所在する遺構・歴史的建造物の追加指定等による保護の考え方については、第6章の203頁にて後述する。

## (2) 諸要素の概要

第2章3(5)「構成要素の現状」で網羅的に把握した史跡の構成要素を、(1)で示した諸要素の体系の中に落とし込むと、表10・11のように整理することができる。

ただし、構成要素の価値を上記の体系図に基づき分類し切ることが、厳密な意味では難しい。例えば指定地内に現存する建造物のほとんどは、戦前に火薬製造所の施設として建築されたものだが、戦後は自然科学系の研究所の施設として転用された。あるいは加賀藩下屋敷時代の遺構である築山は、火薬製造所時代は発射場の射塚<sup>しやだ</sup>として利用され、戦後は公園に整備された。現存する遺構・建造物の利用歴は多様であって、その価値は多面的である。

また当史跡には火薬の製造、実験、貯蔵、研究など様々な工程に関する施設群(構成要素)が現存するが、火薬製造所が実際に運用していた時、これらは単独で使用されていたわけではなく、複数の施設が組み合わされて有機的に稼働していた。この例からわかるように、構成要素とその価値は、一対一の対応関係ではない。

よって表10・11「史跡陸軍板橋火薬製造所跡の構成要素」では、構成要素が持つ主たる特徴・性格を根拠に価値を判断した。今後、史跡の保存整備を実施する際は、こうした構成要素が多面性を持つことを認識し、学術的調査研究の成果を参照しながら、史跡が内包する多様な価値を尊重した整備をめざすこととする。

表 10：史跡陸軍板橋火薬製造所跡の構成要素（指定地内）

諸要素区分	項目	諸要素		
		現区立加賀公園	旧野口研究所跡地	旧理化学研究所跡地
A 史跡の本質的 価値を構成す る諸要素	遺構	射塚、軽便鉄道軌道敷、 築山	土塁、弾道管、発射 場基礎、加温貯蔵室 試験火薬仮置場基礎	宿舍コンクリート基礎、 中性子線観測所土台、 爆破試験用コンクリート アンカー、井戸
	歴史的建造物		爆薬製造実験室、銃 器庫、燃焼実験室、 加温貯蔵室、地下貯 蔵庫、常温貯蔵室、 試験室（No. 552・ 672）	爆薬理学試験室、物 理試験室
	その他		擁壁、ガラス窓枠	
	顕著な遺構が 地上に確認さ れない要素	燃焼試験室跡、危険薬 品庫跡、試験火薬置場 跡、火気仮置場跡、準 備室跡、常温貯蔵室跡		酸置場跡、仮置場跡、 摩擦試験室跡、射場 跡、火薬試験室跡、廁 跡、口廊下跡、土塁跡、 危険薬品庫跡
B 史跡の本質的 価値の理解を 助ける価値を 構成する諸要 素	記念碑等	陸軍工科学学校板橋分校 石碑		看板
C-1 史跡の本質的 価値と密接に 関わる諸要素	工作物	加賀前田家下屋敷跡石 柱、案内板（加賀前田 家下屋敷跡）、板橋区 と金沢市との友好交流都 市協定締結記念碑、解 説板（電気軌道線路跡 および弾道検査管の標 的）		
C-2 その他諸要素	本質的価値を 構成しない要 素	築山頂上部、看板、公 園灯、階段・鉄柵（手 すり）、案内板、ベンチ、 石積・玉石擁壁、フェ ンス、土留、広場、パイ プ管構造物、スロープ、ブ ランコ、倉庫、分電盤、 板橋区防災備蓄倉庫、 園名石、水飲み、木柵、 便所	金網柵、コンクリート塀	電柱、金網柵・コンク リート塀、マイクロ加工棟
	現時点では価 値を特定でき ない要素	コンクリート擁壁、コンク リート構造物	石、排水溝跡、コンク リート基礎	
	設備等が地上 に確認されな い要素	門柱跡、花壇跡、砂場 跡	階段跡	

表 11：史跡陸軍板橋火薬製造所跡の構成要素（指定地外）

諸要素区分	項目	諸要素
D 史跡の本質的 価値を構成す る諸要素	遺構（を含む施設等）	水溜、標柱、コンクリート壁および壁柱、 土塁、陸軍工科学校跡、東京都水道局・ 区立公園敷地
	歴史的建造物 （を含む施設等）	旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政 大学構内）、公益財団法人愛世会愛誠病 院・シルバーピア加賀、公益財団法人愛 世会 愛歯技工専門学校
	記念碑等	圧磨機圧輪記念碑、明治 35 年爆発事故 招魂之碑
E 史跡の本質的 価値の理解を 助ける価値を 構成する諸要 素	その他	橋（3 基）、石神井川緑道、桜並木、レン ガパーク





## 第4章



保存活用に向けた課題

## 第4章のサイトマップ

### 1. 保存管理の現状と課題

#### (1) 保存管理の現状

- ①概要
- ②史跡の諸要素の現状

#### (2) 保存に関する課題

- ①遺構等に関する学術的調査の必要性
- ②遺構等の保存状況
- ③植生の影響

### 2. 活用の現状と課題

#### (1) 活用の現状

- ①公開の現状
- ②活用の現状

#### (2) 活用に関する課題

- ①史跡公開前の活用
- ②学校教育との連携
- ③地域住民の方々との連携と周辺地域の活性化

### 3. 整備の現状と課題

#### (1) 整備の現状

#### (2) 「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」における整備の基本的な考え方

#### (3) 整備に関する課題

- ①主として保存を目的とした整備の課題
- ②主として活用を目的とした整備の課題

### 4. 運営・体制の現状と課題

#### (1) 運営・体制の現状

#### (2) 運営・体制に関する課題

### 5. 史跡指定地外の現状と課題

#### (1) 現状

#### (2) 課題

- ①遺跡および歴史的建造物調査の実施
- ②石神井川の活用
- ③隣接地域に残る関係遺構・建造物との連携

## 第4章 保存活用に向けた課題

### 1. 保存管理の現状と課題

#### (1) 保存管理の現状

##### ①概要

史跡指定地は現在、公園として未整備であること、および遺構群の保存のため加賀公園部分を除き閉鎖管理を実施している。現在は、区内関係各課と連携を取りながら、歴史的建造物や遺構群の機械警備等による日常的な管理や、植栽の剪定、除草、建造物内の清掃等の維持管理を実施している。

##### ②史跡の諸要素の現状

第2章3(5)「構成要素の現状」の通り、史跡指定地内外の構成要素の中には、発射場や建造物の増改築など、戦後になって改変や撤去された構成要素もある。

また現存する構成要素の中には、爆薬製造実験室(80頁参照)や銃器庫(82頁参照)、弾道管(90頁参照)等、コンクリートの中性化対策など保存方法について検討を要するものや、爆薬理学試験室(117頁参照)や物理試験室(122頁参照)のように、耐震補強を含む保存修理を実施する必要がある建造物も存在する。

#### (2) 保存に関する課題

##### ①遺構等に関する学術的調査の必要性

史跡指定地内の諸要素の中には、以下のように全体の構造等の調査が十分ではない要素がある。

- ・遺構・歴史的建造物の構造…加賀公園に遺存する射塚は現在下方部が埋蔵されている。また隠蔽式発射場の射塚については、遺存の確認が必要である。
- ・史料的制約…史跡指定地内の東京第二陸軍造兵廠時代の建造物の建築年代や改変等の履歴については、全国的に旧軍関係の史料が多く残存していない状況から、十分に把握し切れない点がある。



下方部が埋蔵している射塚

上記以外にも、近世における加賀藩下屋敷の景観の問題などの調査課題があるため、今後も試掘調査や文献調査など学術的な調査研究を継続的に実施することが必要である。

## ②遺構等の保存状況

史跡指定地内の諸要素は、史跡の本質的価値を後世に継承するため適切な方法で保存することが重要であり、そのためには今後の計画策定や設計の段階で、建築史等の専門家と協議を行い、最適な保存方法を検討する必要がある。特にコンクリートの中性化対策や耐震補強等の保存修理が必要な建造物が現存するため、それらの適切な保存方法や技術に検討する。

また、当史跡は遺構のみならず、歴史的建造物も多く現存することに特徴があるが、それらの中には、現在の耐震強度の基準を満たしていない建物もある。これらは、文化財としての保存はもちろん、展示施設等として活用することも想定されるため、保存方法と併せて、文化財修復の原則を遵守しながら、公開活用に堪える耐震補強工事の実施方法を検討する。

文化財修復については、文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（2005年）に掲載の「真実性（オーセンティシティ）の保持」を基本原則とする。

## ③植生の影響

加賀公園の築山頂上部は史跡指定地を俯瞰でき、史跡の本質的価値の構成要素を確認する上で最適の場所であるが、現状は築山周囲の樹木の繁茂により眺望が阻害されているため、景観上影響のない程度の伐採を検討する必要がある。また弾道管（90頁参照）、燃焼実験室（85頁参照）や物理試験室（122頁参照）には外壁部分につる状植物が繁茂しており、遺構の劣化の原因となることから、定期的な維持管理が必要である。

平成28年度史跡指定地内に植生する樹木の位置等を調査したが、今後、樹種や樹齢等を把握し、整備基本計画以降の計画・設計に反映させる。



築山頂上部からの眺望



つる状植物の繁茂



## 2. 活用の現状と課題

### (1) 活用の現状

#### ①公開の現状

史跡指定地のうち、加賀公園は昭和46年(1971)より区立公園として開放されているが、それ以外の部分は現在閉鎖管理を行っているため非公開である。一方、加賀公園内には、近世の加賀藩下屋敷時代の遺構である築山や露天式発射場の的である射塚、軽便鉄道軌道敷などが現存しており、解説板を設置して日常的に公開している。

一方で、加賀公園以外の史跡指定地については、区教育委員会の事業として火薬製造所をテーマにした文化財講座を実施するなど、史跡を限定的に公開している。文化財講座は、これまで平成28年度に1回、平成30年度に2回実施し、旧野口研究所跡地や旧理化学研究所跡地の内部を見学している。両年度とも定員を超える参加申込みがあり、当史跡に対する関心の高さが窺われる。



文化財講座の様子



加賀公園の桜

#### ②活用の現状

加賀公園は、開園以来、憩いの場として広く地域住民の方々に親しまれている。公園内には桜が植樹されており、春には近隣の石神井川緑道と併せて花見の名所として有名で、区は「石神井川の桜並木」として「板橋十景」のひとつに選定している。特に例年3月中旬から4月中旬にかけては、夜間にぼんぼりの点灯によるライトアップが行われ、夜桜を見物する利用客でにぎわっている。

### (2) 活用に関する課題

#### ①史跡公開前の活用

当史跡は平成29年10月、国の史跡の指定を受けて以来、見学会等の講座を実施してきているが、史跡としての価値を一般に周知する機会が十分であるとは言い難い。今後はさらにシンポジウムや調査成果報告会、住民説明会などを企画、実施し、今後の史跡整備に向けた機運を高めていく必要がある。

## ②学校教育との連携

当史跡を永く後世に伝え活用していくためには、将来を担う子どもたちに史跡について学び、郷土の歴史に愛着を持ってもらうことが重要である。子どもたちを対象とした史跡ガイドブックの作成や学校への出前講座や社会科見学の受入など学習しやすいメニューの開発を含め、学校教育との連携が必要である。

## ③地域住民の方々との連携と周辺地域の活性化

史跡の適切な保存・活用には、地域住民の方々の史跡に対する理解が欠かせない。史跡を生涯学習の拠点として利用し、地域住民の方々が参加しやすい事業および仕組みづくりに取り組み、地域の活性化につなげていくなど、史跡への理解を深めるための活用方法を検討する必要がある。

## 3. 整備の現状と課題

### (1) 整備の現状

一般公開されている加賀公園は昭和46年、国より用地の無償貸付を受け、区立公園として整備された。公園整備工事の際に、板橋火薬製造所時代の建造物が一部撤去され、造成工事により土地形状の変更がなされている。その後、昭和60年、平成20年と2度の大規模改修工事が行われ現在の姿となっているが、この際にも地形は改変を受けている。また平成13年には、東側の一部の土地が国から東京都下水道局へ移管された。旧野口研究所跡地と旧理化学研究所跡地は、現在はフェンスが設置され、出入口を施錠することで、人の出入りによる土地形状の損傷など、文化財として悪影響を及ぼす状況は生じておらず、適切な施設管理を実施している。

### (2) 「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」における整備の基本的な考え方

平成28年、区は当地を都内で初めての近代化遺産を保存・活用する「史跡公園」として整備する方向性を決定した。平成29年には「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」を策定し、基本コンセプトを「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」とし、憩う、学ぶ、創るという3つの基本方針を定めている。

### (3) 整備に関する課題

#### ①主として保存を目的とした整備の課題

本章1「保存管理の現状と課題」で示した通り、現存する歴史的建造物や遺構群については、それぞれ適切な保存方法を検討した上で、整備を実施する必要がある。

昨今は全国で大型の自然災害が発生しており、当地においても遺構等のき損が発生

する場合や、近年各地で散見される文化財のき損事件・事故等が発生する恐れもあることから、その際の適切な復旧措置と、文化財に危害が加えられない安全な公開環境の整備などを検討する必要がある。

## ②主として活用を目的とした整備の課題

### ・歴史的建造物の活用

現在、史跡指定地内に残る建物群は、日常的に利用しておらず、建造物本体を現状のまま保存している状態である。文化財建造物には日常的に利用しながら維持管理することで適切な状態が保たれるという傾向があるため、整備・公開後は、それぞれの建物が持っている機能・役割を尊重して保存する。加えて史跡公園の来園者に対して史跡に価値の理解を助けるガイダンス施設や体験型施設、休憩施設などの機能を追加する整備を行う必要がある。

### ・史跡指定地内の公園施設について

整備・公開後は、トイレやベンチなどの公園施設の設置が必要になるが、史跡の保存へ影響を与えない範囲で、設置位置、施工方法等を検討する必要がある。

### ・ユニバーサルデザイン等の課題

区民をはじめとする様々な方が、史跡を訪れ、親しむためには、史跡内の園路や建造物内部に関するユニバーサルデザインに配慮した検討が必要である。一方で、文化財的な価値を損なわないかたちでの整備が求められるため、両者の必要性に配慮し、バランスの取れた整備を検討することが重要となる。

## 4. 運営・体制の現状と課題

### (1) 運営・体制の現状

現在は、区教育委員会事務局生涯学習課や産業経済部産業振興課、土木部みどりと公園課を中心に、政策経営部政策企画課、財政課、区民文化部地域振興課、産業経済部くらしと観光課、資源環境部環境政策課、都市整備部都市計画課、土木部管理課、区教育委員会事務局教育総務課など関係各課と連携をとりながら、史跡公園としての整備に向けた計画策定や日常管理等を実施している。

### (2) 運営・体制に関する課題

史跡整備の目的には、文化財の保護はもちろん、社会教育、学校教育での利活用や地域振興、まちづくり、産業振興、観光振興といった様々な観点が含まれている。そ

うした目的の実現に向けては、史跡整備に係る区内各部局間との強固な相互連携が必要である。

また史跡が人々に愛され、守られていく上では、行政内部だけではなく、地域に根付いた存在となることが肝要である。そのためには、地域住民の方々や自治会、産業、商業、観光等の各団体、NPO 法人などの関係団体など、様々な関係者が連携し運営体制を構築する必要がある。

## 5. 史跡指定地外の現状と課題

### (1) 現状

先述の通り、史跡指定地外である周辺地域にも、史跡の本質的価値に関連する諸要素（111～126頁参照）が点在する。このうち東京家政大学のキャンパス内に現存する「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」（煉瓦造建造物・3棟）及び加賀西公園内に存在する「圧磨機圧輪記念碑」は、板橋区の文化財に指定・登録されている。また第2章3（5）「構成要素の現状」（49～147頁参照）において確認した通り、文化財の指定・登録は受けていないものの、「公益財団法人愛世会愛誠病院・シルバーピア」の敷地内では現在も火薬製造所時代の建造物が利用されており、また火薬製造所の境界地を表す「標柱」などが火薬製造所の旧敷地の周縁に現存している。

また史跡の指定地ではないが、史跡指定を南北に分ける形で石神井川が流れており、火薬製造所時代に大きな役割を果たしていたという歴史的経緯から、史跡の本質的価値のひとつを構成していると理解することができる。

こうした歴史的な価値に加えて、石神井川兩岸の緑道には多くの桜が植樹され整備されている遊歩道が区民の散策コースとなっており、良好な景観を形成している。

### (2) 課題

#### ①遺跡および歴史的建造物調査の実施

史跡指定地外の地域においても、火薬製造所に関する遺構や遺物が埋蔵する可能性があり、その範囲はおおよそ火薬製造所時代の旧敷地範囲から推測することができる。しかし、文化財保護法によって板橋区が掲載している周知の埋蔵文化財包蔵地は、中世以前の遺跡の分布を念頭に置いて設定しているため、火薬製造所の旧敷地範囲の全てが周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれているわけではなく、その範囲は限定的である。

こうした状況に鑑み、長期的な視点から、史跡指定地外においても、可能な限り火薬製造所時代の遺跡の調査を行い、文化財指定など保存に関する措置を講ずる必要がある。

史跡指定地外に現存する「公益財団法人愛世会愛誠病院・シルバーピア」の敷地内



に現存する歴史的建造物など私有地に位置している建造物等については、その価値を明らかにするために、所有者の協力を得ながら学術的な調査・研究を実施する必要がある。

なお追加指定に関する考え方に関しては、第6章の203頁において改めて示す。

## ②石神井川の活用

前述の通り、石神井川は史跡の価値を考える上で重要な要素である。しかし、戦後になり石神井川は大幅な改修が行われたことで、戦前までの景観はすでに失われており、石神井川と史跡との関係性は、一見希薄なものに捉えられ兼ねない状況にある。

よって、石神井川と当史跡の関係性を明示するための解説板の設置やガイダンス施設での説明など、その価値を顕在化させる工夫を講ずる必要がある。

## ③隣接地域に残る関係遺構・建造物との連携

隣接地域である北区十条地域一帯には、終戦まで東京第一陸軍造兵廠が置かれており、部分的に当時の遺構・建造物が現存している。また既述のとおり、志村地域および北区赤羽付近には、陸軍兵器廠板橋兵器補給廠が位置しており、これらは陸軍板橋火薬製造所を含め、明治期から軽便鉄道によって結ばれていたことに象徴されるように、一帯が巨大な軍工廠を構成していた。しかし、これらの大部分は戦後になって改変されており、文化財として保護されている建造物・遺構等は僅かである。

このような軍関連施設の広域的な立地関係をより良く理解するためには、当史跡の整備はもちろん、展覧会などのソフト事業を、北区をはじめとする近隣自治体と共同で企画するなど、隣接地域・自治体と連携し、地域横断的な事業展開を進めることが重要である。





## 第5章



## 基本方針

## 第5章のサイトマップ

< 大綱 “史跡の望ましい将来像” >

1. 保存管理の基本方針
2. 活用の基本方針
3. 整備の基本方針
4. 運営・体制の基本方針

## 第5章 基本方針

平成29年に策定した板橋区史跡公園（仮称）基本構想では、史跡公園整備の前提となる考え方を次のように定めた。

### 近代化・産業遺産を保存・活用した

#### 都内初となる史跡公園を整備します

都内初となる近代化・産業遺産の保存・活用をめざすことで、身近な文化財を通じて板橋の産業発展や地域の歴史、平和に対する学びの機会を提供し、併せて、ふるさと板橋を大切に作る心を醸成します。

また、史跡公園を板橋の新たなシンボルとし魅力を発信していくことにより、「ものづくりの板橋」としてのブランド力のさらなる向上と定着を図っていきます。

#### 前提1 近代化・産業遺産の保存・活用

明治時代から昭和初期にかけて形成された火薬製造所とその試験や保管、研究施設などの国内唯一の遺構を整備・保存し、板橋の歴史や文化を学ぶ場として活用することで、重要かつ先進的な産業遺産施設群として魅力を発信していくとともに次世代に継承していきます。

#### 前提2 ふるさと板橋を愛する心の醸成

加賀地域に設置されていた旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所は、欧米の技術を導入しながら、日本の産業や科学技術の発展、近代化の一翼を担ってきました。また、江戸時代には加賀藩の下屋敷が置かれていた歴史的な価値と併せて、これらの史実を認識し学ぶことで地域を愛し、ふるさと板橋を大切に作る心へとつなげていきます。

#### 前提3 ブランド力の更なる向上

火薬製造所とその関連施設などを近代化・産業遺産として残し、史跡公園として整備・保存、活用していく取組は全国でも初の試みとなります。また、かつての都内有数の産業拠点は、現在の板橋区における様々な産業の集積として結実しており、これらの歴史や産業力を情報発信することで「ものづくりの板橋」としてのブランド力の更なる向上につなげていきます。

#### 前提4 板橋の力の結集と新たなシンボルの創出

地域や産業界、商業界、観光や文化団体等の方々と意見交換を重ねながら魅力ある史跡公園の在り方を検討していきます。区民に“愛される”・“再び訪れたいくなる”史跡公園となるよう板橋の魅力の新たなシンボルとして整備していきます。

この史跡公園整備の前提となる考え方を基に、第3章で明示した史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」の本質的価値を適切に守り、確実に未来に継承するため、史跡の将来像を大綱として以下に示す。

## < 大綱 “史跡の望ましい将来像” >

### ◆史跡の価値を守り、活用する

○明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建造物や施設が群として残ることから、近代の火薬製造所の歴史をより良く理解できるような史跡の保存整備をめざす。

○戦後、火薬製造所および研究所の跡地・建造物を、研究所、学校、工場等が利用した。特に復興期の科学技術研究の展開を理解できる野口研究所や理化学研究所の建築群が現存することから、火薬製造所の跡地が戦後たどった地域の歴史を理解できるような史跡の保存整備をめざす。

### ◆史跡を整備し、多様な人々が“憩う”場の創出

○加賀藩下屋敷時代からの歴史の重層性と桜並木という景観を生かしながら、一体的に保存整備し、板橋区民の誇りとしていつまでも愛され、再び訪れたいくなる公園をめざす。

○散策やレクリエーションのために道すがら公園を訪れる人々が、遺構や歴史的建造物に加え、展示などの教育普及事業に気軽にアクセス・参加できる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する。

### ◆史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”

○史跡の価値を構成する歴史的建造物の一部を、ガイダンス施設等として整備し、近代史・産業史・郷土史・平和教育などを学ぶ展示等教育普及事業の場を創出する。さらに当該地域における生涯学習・社会教育施設として、近隣の小中学校や高校、大学等の教育機関と連携し、地域と共に学び合う教育の推進をめざす。

○火薬製造所の敷地は史跡指定地外にも広がっており、関係する建造物や標柱なども残っている。これらは史跡の価値を理解する一助となる。史跡公園を核に史跡指定地外にある多様な文化財（未指定を含む）との関係性を尊重し、一体的に理解できる整備をめざすとともに、回遊性の構築など柔軟な活用に努める。

### ◆史跡を通じて、板橋の現在・未来を“創る”

○「工都板橋」の礎となった史跡の価値を活かして、地域、商店街、民間企業、大学や研究機関等と連携し地域産業や最先端研究を学習・体験できる事業を展開することで、区民をはじめとした多様な人々の科学技術に対する夢を育む。

○光学・精密機器関連産業など、板橋区を代表する様々な先端産業が誇る高い技術や製品を、展示・体験できるガイダンス施設等を整備し、区産業の歴史や先進性を広く発信することで、板橋区のブランド力を高めることをめざす。

上述の大綱に基づく、保存管理、活用、整備、運営・体制の基本方針を以下に示す。

#### 1. 保存管理の基本方針

- (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素および本質的価値の理解を助ける諸要素を、恒久的に保存・管理していくために、適切な仕組みや方法を策定する。
- (2) 史跡整備に向け、今後予想される現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、関連法規に定められた内容に基づき史跡指定地の現状変更に関する取扱方針及び取扱基準を定める。
- (3) 当史跡は全国的にも保存整備事例が少ない近代遺跡であり、その保存整備が果たす役割は重要である。当該史跡を確実に保存し後世へ伝えるために、学術的な調査研究を継続的に実施しつづけ、史跡が持つ多様な情報の把握に努める。
- (4) 史跡の本質的価値を構成する要素および本質的価値の理解を助ける諸要素に含まれる史跡指定地外の遺構・建造物の保存管理にも努める。

#### 2. 活用の基本方針

- (1) 区民をはじめとする多様な利用者が、史跡の歴史的・学術的な価値を理解するために、史跡指定地に現存する歴史的建造物および遺構を、保存への影響を与えない範囲で積極的に公開・活用する。
- (2) 公園の利用者にとって憩いの場となるよう、史跡の保存に影響を与えないかたちで公園の機能を充実させ、史跡と調和した活用を進める。
- (3) 歴史的建造物の一部は、地域の歴史、産業を学習できる常設展示や、様々なテーマを取り扱う展覧会など展示等教育普及事業を実施できるガイダンス施設等として活用する。
- (4) 地域住民の方々が日常的に史跡に親しみを持てるよう、生涯学習の拠点として活用し、様々な教育普及事業を継続的に実施する。
- (5) 周辺地域が持つ歴史的な価値をいかし、当史跡と近隣自治体をはじめ周辺地域

を一体的に捉えた活用のあり方をめざす。

### 3. 整備の基本方針

- (1) 史跡の本質的価値を確実に保存・継承するため、史跡公園として整備する。
- (2) 学術的な調査研究の成果に基づき、建造物の価値・特徴を活かしたガイダンス施設、展示空間および体験学習などの学びの場を整備する。
- (3) 史跡の範囲で戦中まで行われていた火薬の性能発射試験のように、現状では潜在化している史跡の歴史的価値を顕在化するために、遺構等の調査研究を継続的に実施し、復元整備を含めた手段やその方法を検討する。
- (4) 多様な人々が集いやすく安全で快適に過ごせるよう、建造物や遺構の保存整備、さらに園路や便益施設等の整備を行う。
- (5) 史跡の持つ価値と遺構・歴史的建造物の現存状況を考慮し、以下のような地区区分に基づき整備をする。

板橋区史跡公園（仮称）基本構想では、現状の土地利用に基づき、史跡を「現加賀公園エリア」「旧火薬製造所エリア」「旧理化学研究所エリア」「石神井川エリア」の4つのエリア（図21参照）に区分した。加えて本計画では、史跡の持つ価値と遺構・歴史的建造物の現存状況、史跡公園完成後の活用方法などの視点による地区区分について検討を行っている。

#### <地区区分>

- ・A地区…石神井川南岸の旧野口研究所跡地、現区立加賀公園を指す。  
土塁や射塚しゃだからなる発射場や燃焼実験室等の遺構・歴史的建造物が残る西側（A地区）と、加賀公園の造成工事により歴史的建造物等が除却され、地上に顕著な遺構が確認できないが、現在は加賀公園として開放されている東側部分（A'地区）に分かれる。A地区については戦前の火薬製造所・研究所の稼働状況を理解できる整備を、A'地区は埋蔵する可能性のある遺構等を調査した上で現状保存し、公園本来の機能を充実させる整備をめざす。なお両者の範囲は、今後試掘調査等を実施し得られた成果に基づき更新する。
- ・B地区…石神井川北岸の旧理化学研究所跡地を指す。  
この地区には物理試験室や爆破用コンクリートアンカー等の戦前の遺構・歴史的建造物が現存し、戦後入居した理化学研究所はそれらを改変しながら利用した。戦前の遺構・歴史的建造物を戦後理化学研究所が利用した経緯が理解できる整備をめざす。
- ・A、B地区の他に、石神井川を含む史跡指定地の外についても本計画で検討する。



(6) 史跡指定地内のみならず指定地外に点在している史跡の構成要素を関連付け、回遊ルートの設定やマップ等を作成するなど、陸軍板橋火薬製造所時代の敷地の規模が体感できるような整備をめざす。

#### 4. 運営・体制の基本方針

史跡の保存・活用を包括的に進めていくために、区関係部局をはじめ、地域住民の方々や関係団体との密接な連携に基づいた運営体制を構築し、史跡が地域に根付いた存在となることをめざす。

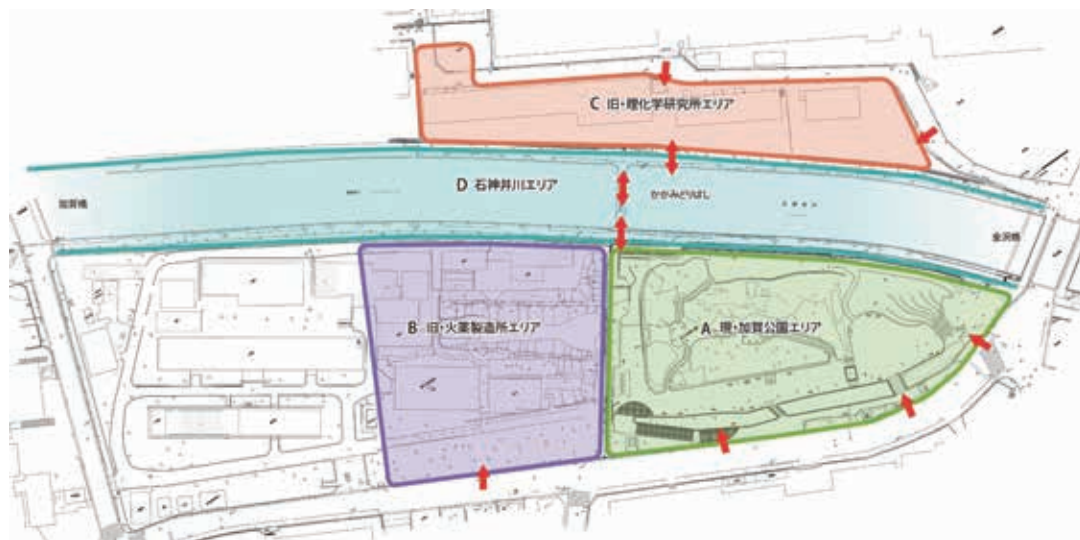


図 21：『板橋区史跡公園（仮称）基本構想』におけるエリア区分図

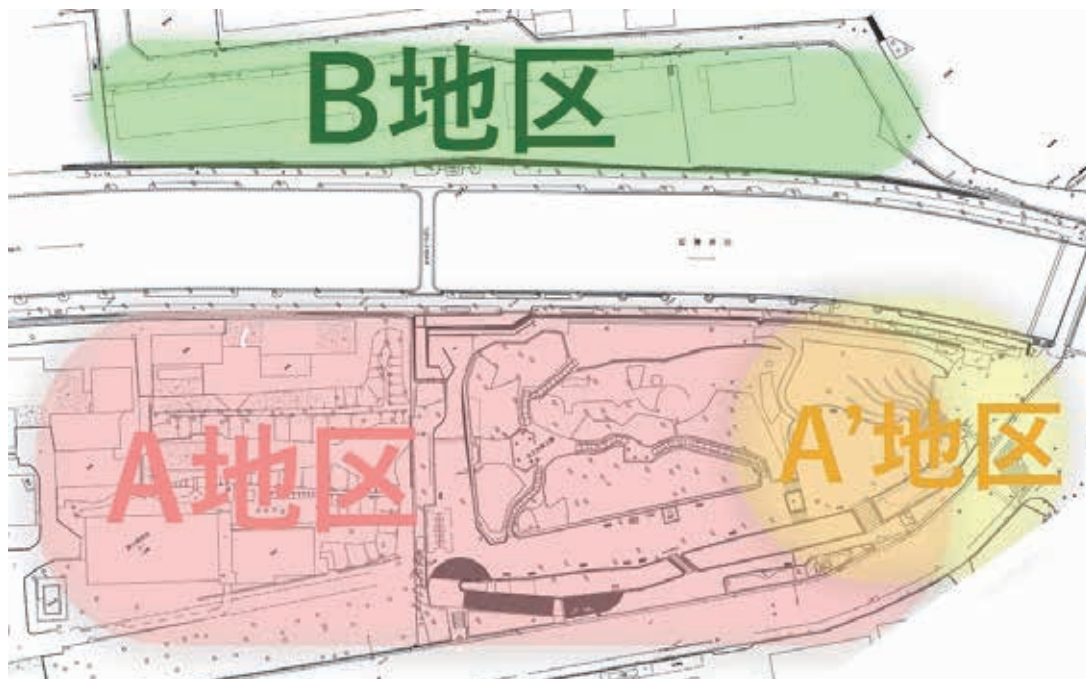


図 22：本計画における地区区分



## 第6章



保存管理

## 第6章のサイトマップ

### 1. 保存管理の方向性

### 2. 保存管理の方法

＜史跡指定地内＞

＜史跡指定地外＞

### 3. 史跡指定地内の建造物に関する保存管理

#### (1) 基本方針

#### (2) 各建造物の代表的な保存すべき部分部位

① 燃焼実験室

② 爆薬理学試験室

③ 物理試験室

### 4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

#### (1) 基本原則

#### (2) 現状変更等が認められない行為

#### (3) 法第125条ただし書きにより許可が不要な現状変更等の行為

#### (4) 現状許可申請が必要な行為

① 板橋区教育委員会による現状変更等の許可が必要な行為

② 文化庁長官による現状許可等の許可が必要な行為

#### (5) 史跡の現状変更等の取扱方針

① 建築物の新築、除去、改築、形状の変更

② 工作物の新規設置、除去、改修、形状の変更

③ 土地の掘削、切土、盛土等土地形状の変更

④ 園路の新設、補修

⑤ 木竹の植樹、抜根、伐採

⑥ 遺構調査に伴う発掘調査

⑦ その他の現状変更等の取扱

#### (6) 現状変更の具体的方法

### 5. 史跡指定地外の保存管理

#### (1) 基本原則

#### (2) 保存管理方針

#### (3) 現状変更の取扱

#### (4) 追加指定等による保護の考え方

## 第6章 保存管理

### 1. 保存管理の方向性

第3章での史跡の本質的価値の整理、第4章における課題整理及び第5章の基本方針等を踏まえ、保存管理の方向性を以下のように定める。

#### (1) 現状変更の取扱基準を定め、史跡の本質的価値を確実に保存・継承する

史跡の持つ価値は、構成要素である遺構・建造物から理解することができる。これら遺構・建造物を確実に保存・継承するために、それぞれの来歴、保存状況、構造等に応じて、現状変更や保存に影響を及ぼす行為等（以下、現状変更等とする）に関する取扱基準を定める。

#### (2) 学術調査を継続的に実施し、史跡が持つ多様な価値の把握をめざし、成果を区民をはじめとした多様な人々に還元する

第4章で確認したように史料制約や、一部の遺構・建造物等構成要素の価値に不明な部分があるため、試掘調査、建造物調査、史料調査等の学術的な調査・研究を継続的に実施することが不可欠である。

特に史跡指定地内の建造物は、ほとんどが戦前に建築されているが、戦後も研究施設として利用されてきた。それぞれの建造物にどのような改変が施され、どの時期の状況が残されているかを、文献調査・建造物調査等を継続し、把握するように努める。

調査研究成果は、史跡の保存整備の計画立案に利用できるほか、ガイダンス施設等における展示にも反映することができる。併せて史跡の持つ魅力を幅広く情報発信することで、史跡への理解を深め、ひいては史跡が「地域の誇り」となり、再び訪れたいくなる史跡公園として末永く親しまれることにもつながる。

#### (3) 維持管理方法の検討と地域における保存・活用意識の醸成

現在、史跡指定地には、加賀公園部分のように区立公園として整備され開放されている地区と、発射場跡や物理試験室など貴重な遺構・建造物がまとまって現存しているものの、閉鎖管理している地区があり、地区毎に遺構・建造物の遺存状況や管理方法が異なる。今後は史跡公園として適切な維持管理方法を、地区毎に検討することが重要である。

また史跡が地域に根差した存在となり適切に守られていくためには、区関係部局間の連携強化に加え、地域住民の方々をはじめ町会や自治会、関係機関と密に情報を共有し、史跡の保存・活用に向けた意識の醸成をめざす。

#### (4) 周辺の文化財群や石神井川を含めた景観等を包括的に保存する

史跡指定地の周辺地域には「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」（登録有形文化財）や「圧磨機圧輪記念碑」（指定記念物）、「招魂之碑」（未指定）など、史跡に関連する文化財や、地域の歴史を物語る未指定を含む文化財が、数多く残されている。また、史跡指定地の間を流れる石神井川は、かつて水車動力として火薬製造に利用されたことから、史跡の価値を理解する上で重要な要素である。また、桜並木は、良好な景観を構成する要素でもある。こうした史跡周辺の関係文化財や景観も含めて、史跡の一体的な保存・活用を推進する。

## 2. 保存管理の方法

本節では、前節の保存管理の方向性に基づき、史跡整備完了後の姿も見据えながら、保存管理の考え方を示す。

第3章2「構成要素の特定」（162～167頁）で確認したように、史跡の構成要素は史跡の本質的価値に立脚することで体系的に整理することができ、また第5章「基本方針」（181～185頁）で確認したように遺構・建造物の遺存状況に基づき、史跡指定地において地区区分を適用することが効果的である。よって、本節では諸要素の体系に基づく保存管理の考え方と、地区区分に基づく保存管理方法を示す。

### <史跡指定地内>

#### A 史跡の本質的価値を構成する諸要素

本質的価値を構成する遺構・建造物は原則として現状保存をめざす。当史跡には戦後の跡地利用の中で改変を受けた部分が存在するが、保存に影響を与えず、史跡の価値に矛盾を来たさないものと判断されれば、現状のまま保存することとする。

また埋蔵されている可能性のある遺構等については、必要に応じて試掘調査等を実施し、遺構の遺存状態を確認し、その結果史跡の価値を理解する上で復元等の方法により顕在化することが効果的であると判断された場合は、より良い保存および整備方法を検討する。

#### B 史跡の本質的価値の理解を助ける価値を構成する諸要素

史跡の近世、現代に関する歴史など、史跡の多様な価値を表す要素のことを指す。これには例えば池泉回遊式庭園の構成要素としての築山や、物理試験室の戦後の利用に合わせた改変部分なども含まれる。これらについては史跡の本質的価値を損なわない範囲で尊重し、保存に努める。各構成要素には、こうした重層的な性質が含まれており、具体的な事例に即して適宜検討し、判断する。



### C-1 史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素

加賀公園内の加賀藩前田家下屋敷跡石柱や、板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑などの、文化財の保存・整備・活用を目的として配置された要素は、史跡の価値の理解を助けるものであるため、原則的に現状を維持し保存していく。

### C-2 その他諸要素

その他諸要素は、①本質的価値を構成しない要素と、②現時点では価値を特定できない要素の2つに分かれる。

#### ①本質的価値を構成しない要素

加賀公園内に存在する公園灯やベンチ、ブランコなど、近年設置されたもので、史跡の本質的価値を有さない要素については、史跡の保存に与える影響や使用用途、公園機能としての必要性等を考慮し、維持又は撤去、形状の変更等、適切な保護管理の考え方を検討する。



加賀公園内のブランコ



加賀公園内のベンチ

#### ②現時点では価値を特定できない要素

加賀公園内のコンクリート構造物（No. 19、65頁）や旧野口研究所敷地に存在する石（No. 62、110頁）など、来歴が不明で学術的価値を特定できない要素については、現段階では原則的には現状保存とし、今後の調査研究によって、本質的価値を構成する要素と判断された場合は、適切な保存および整備方法を検討する。



コンクリート構造物



石

表 12：地区区分ごとの保存管理の概要表

		A地区	B地区	A'地区
地区の特性		火薬製造所時代の遺構・建造物群が現存する。本質的価値「明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建築や施設が群として残る」を理解するに適している。	火薬製造所時代の遺構・建造物群が現存し、戦後理化学研究所が利用していた状況も残る。本質的価値「戦後復興期には先進的科学技术研究の拠点となり、世界に発信された」を理解するに適している。	A地区の内、加賀公園の造成により、地上に顕著な遺構が確認されない一部の地区。公園として開放されている。
構成要素	本質的価値を構成する要素	射塚、軽便鉄道軌道敷、土壘、爆薬製造実験室、銃器庫、燃焼実験室、擁壁、弾道管、加温貯蔵室、加温貯蔵室試験火薬仮置場基礎、ガラス窓枠、地下貯蔵庫、常温貯蔵庫、発射場基礎、試験室	爆薬理学試験室、物理試験室、爆破試験用コンクリートアンカー、井戸、看板、宿舍コンクリート基礎、中性子線観測所土台	築山、軽便鉄道軌道敷、陸軍工科学校板橋分校石碑
	本質的価値と密接に関わる諸要素	—	—	加賀前田家下屋敷跡石柱、加賀前田家下屋敷跡案内板、板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑
	その他諸要素	電灯、ベンチ、石積・玉石擁壁、土留、解説板、プランコ、金網柵、石	電柱、金網柵、コンクリート塀、マイクロ加工棟	コンクリート擁壁、看板、公園灯、階段・鉄柵、案内板、ベンチ、金網柵、土留、広場、パイプ管構造物、スロープ、倉庫、分電盤、フェンス、板橋区防災備蓄倉庫、園名石、水飲み、木柵、便所、電柱
地区ごとの方向性		火薬製造所時代の遺構・建造物群の保存	火薬製造所及び理化学研究所時代の遺構・建造物群の保存	史跡と調和し、保存に影響を与えない範囲での公園機能の維持
地区ごとの方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構・建造物群の適切な現状保存方法の検討</li> <li>文化財の劣化状況の日常点検及び修復</li> <li>埋蔵している可能性のある遺構及び価値が明らかではない要素の学術的な調査研究</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構・建造物群の適切な現状保存方法の検討</li> <li>史跡と調和した公園としての機能維持などの日常管理</li> </ul>

## <史跡指定地外>

### D 史跡の本質的価値を構成する諸要素

「圧磨機圧輪記念碑」(No. 86、135頁)や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」(No. 85、133頁)、または区所有地に現存する「招魂之碑」(No. 87、136頁)等がこれに当たる。区文化財の指定・登録を受けているものもあり、現状としては適切に保存される環境が整っているため、今後もその維持を図る。

上記以外の私有地等に所在する歴史的建造物や遺構については、所有者の理解が得られた場合は、文化財としての指定・登録など適切な保存措置を講ずる検討を行う。また追加指定については、本章(4)「追加指定等による保護の考え方」(203頁)において後述する。

### E 史跡の本質的価値の理解を助ける価値を構成する諸要素

石神井川(No. 90、139頁)桜並木等などは、史跡指定地外に存在するが本質的価値と密接に関わる要素であり、景観保全上も重要な要素であるため、保存・整備をめざす。

### 3. 史跡指定地内の建造物に関する保存管理

#### (1) 基本方針

本項では史跡陸軍板橋火薬製造所跡の本質的価値を構成する建造物について、その価値を保全するための保存管理の基本方針を定める。

原則として、建造物の基本構造、躯体そのものは保存すべき対象とし、現状を適切に維持管理する。さらに建造物を構成する部分部位については、下記の通り方針を定める。

#### ＜建造物の保存管理に関する基本方針＞

- ①現時点での調査結果を基に、建造物を構成する部分部位を評価する。
- ②前記評価に基づき、史跡の本質的価値を有すると認められるものについては現状保存を原則とする。
- ③改変された要素については、史跡の価値やその改変の意義等を検討したうえで維持、撤去、復元等を検討する。
- ④現時点で価値が不明な要素については、調査の上で評価する。

本計画では平成28年及び同29年に実施した史跡指定地の建造物平面実測図作成に伴う建造物調査（報告書については資料編4参照）および第5章に記載した整備の基本方針（184頁参照）に基づき建造物を評価する。

評価については、文化庁が示す「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（資料編6参照）に準拠し、以下の（2）では「保存部分」に該当する部分を列挙する。また、当該調査で評価のできない部分部位については改めて建造物調査を実施し、評価をしたうえで保存部位部分を決定する。

#### (2) 各建造物の代表的な保存すべき部分部位

本項目では、史跡に現存する歴史的建造物のうち、現時点の調査結果によって明らかになっている保存すべき部分部位（＝建築時のオリジナル部分部位）を列記する。ただし、下に列記したものは、保存すべき部分部位のあくまで一部と考えられ、今後建造物調査を実施し、残された保存すべき部分部位の特定を進める必要がある。ガイダンス施設等をはじめ建造物を活用する整備に際しては、この建造物調査の成果に基づき、適切な保存管理を検討する。

##### ①燃焼実験室（85頁参照）

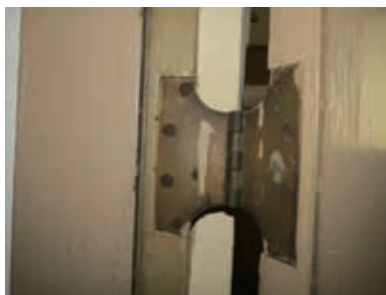
- ・127 書庫出入口2か所、121号室、122 図書室、123号室の横軸回転窓の欄間と建具枠



- ・ 127 書庫の 2 ヶ所の木製扉及び丁番
- ・ 分電盤（1 階廊下） 等



121 号室横軸回転窓



127 書庫の丁番



分電盤

②爆薬理学試験室（117 頁参照）

- ・ 南側テラス部分 等



爆薬理学試験室南側テラス

③物理試験室（122 頁参照）

- ・ トロッキ軌道レール（D棟）
- ・ 小屋組と母屋桁及び接続リベット（D棟） 等



トロッキ軌道レール



小屋組と母屋桁・接続リベット

#### 4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

##### （1）基本原則

文化財保護法第 125 条により、史跡指定地内で「現状を変更する行為」または「その保存に影響を及ぼす行為」（以下、現状変更等とする）については、文化庁長官の許可を受けなければならないと規定されている。また同法第 125 条ただし書きには、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合には許可が不要であるとしている。

同法第 184 条第 1 項第 2 号では、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県・市（東京特別区を含む）の教育委員会が行うことができると規定され、その範囲は文

化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。さらにその軽微な現状変更の処理基準として、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の処理の事務基準について」（平成12年庁保第226号、以下事務処理基準という）が定められている。

## （2）現状変更等が認められない行為

事務処理基準により、以下の行為は現状変更等が認められない。

- ・ 史跡の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」（現在は「保存活用計画」で本計画を指す）に定められた保存管理の基準に反する場合。
- ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- ・ 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

## （3）法第125条ただし書きにより許可が不要な現状変更等の行為

法第125条ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に許可申請等に関する規則」（昭和26年文化財保護委員会規則第十号）第4条に規定されており、内容は以下の通りである。

- ・ 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等をその指定当時の現状に復するとき。
- ・ 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡等の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## （4）現状許可申請が必要な行為

### ①板橋区教育委員会による現状変更等の許可が必要な行為

文化財保護法施行令第5条第4項第1号により、次の現状変更等の許可、取消、並びに停止命令については板橋区教育委員会が行う。許可の申請先は板橋区教育委員会となる。許可が必要となる行為は以下のように列挙される。

- ・ 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。（小規模建築物とは階数が2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築・改築の場合は増築・改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。）
- ・ 小規模建築物の新築、増築又は改築であって、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡等に係る都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住宅専用地域、第2種低層住宅住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。

・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る）又は道路の補修もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）。ここでいう工作物とは、小規模建築物に付随する門、生垣、塀・既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機、ガードレール・小規模な観測、測定機器・木道をいう。

・法第115条第1項に規定する史跡等の管理に必要な施設の設置又は改修。ここでいう施設とは、標識・説明板・境界標・囲い等をいう。

・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修。

・建築物等の除去（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る）。

・木竹の伐採。

・史跡等の保存のために必用な試験材料の採取。

## ②文化庁長官による現状許可等の許可が必要な行為

現状変更等について、前述の板橋区教育委員会事務局の許可が必要なもの以外の行為については、文化財保護法第125条および「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第1条（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）の規定により、文化庁長官の許可が必要となる。許可申請については、内容を事前に東京都教育庁と協議を行い、東京都教育庁を経由して文化庁へ申請する。

## （5）史跡の現状変更等の取扱方針

当該史跡を適切に保存管理するため、史跡指定地内における現状変更の取扱方針について、次のように定める。

### <現状変更の取扱方針>

- 史跡の価値の保存に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めない。
- 現状変更の実施計画を策定する場合は、関係各署と十分な協議を行う。
- 現状変更を計画する場合は、文化財保護法等の各関係法令を遵守する。

次に、前項の「保存管理の方法」及び法令の規定を踏まえ、当該史跡整備において想定される現状変更行為について取扱基準を定める。



## ①建築物の新築、除去、改築、形状の変更

### ①－1 建築物の新築

建築物の新築は原則として認めない。ただし区教育委員会と事前協議のうえ、史跡の保存活用に必要であり、遺構の保存への影響や景観の保全に配慮された場合は認められる場合がある。

### ①－2 建築物の除去

史跡の本質的価値を構成する諸要素である建築物の除去は原則として認めない。史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素である建築物の除去は、事前協議のうえ遺構への影響を最小限にしたものについては認める。

### ①－3 建築物の改築、形状の変更

史跡の本質的価値を構成する諸要素である建築物の改築、形状の変更は、当該建築物に関する調査に基づき、事前協議を経たうえで、遺構への影響が最小限であると判断されたものは認める。史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素である建築物の改築、形状の変更は、遺構の保存に影響を与えないものについて事前協議のうえ認める。

## ②工作物の新規設置、除去、改修、形状の変更

### ②－1 工作物の新規設置、改修、形状の変更

史跡の保存活用上必要な工作物の新規設置、改修、形状の変更は、工作物の規模や構造、必要性を検討したうえで、遺構の保存に影響を与えないものについて認める。

### ②－2 工作物の除去

工作物の除去にあたっては、事前協議を行い、その工作物の必要性などを判断したうえで、遺構の保存に影響を与えないものについて認める。

## ③土地の掘削、切土、盛土等土地形状の変更

地下遺構に影響を与える土地の掘削、切土、盛土等土地形状の変更は原則として認めない。ただし、史跡の保存管理、整備上必要である場合、事前協議のうえ、当該土地の遺構の埋蔵の調査を行ったうえで認める。この場合も可能な限り史跡の保全に影響がない方法を検討する。

## ④園路の新設、補修

### ④－1 園路の新設

園路の新設は、往時の状況の調査及び事前協議を行ったうえで、その必要性を勘案し、遺構の保存に影響を与えない場合に認める。

#### ④－２ 園路の補修

園路の補修は、事前協議のうえ、遺構の保存に影響を与えない場合に限り認める。

#### ⑤ 木竹の植樹、抜根、伐採

木竹の植樹は史跡指定地の植生に関する調査結果に基づき、必要性を勘案したうえで遺構の保存に影響を与えない場合に限り認める。

抜根、伐採については、史跡の保存整備に伴うものを除き、その必要性と遺構への影響を勘案したうえで判断する。なお日常的な樹木剪定や除草については現状変更手続を要さない。

#### ⑥ 遺構調査に伴う発掘調査

史跡の保存活用、整備上必要であって、史跡が持つ学術的情報を明らかにする上で重要な調査である場合に限り認める。

#### ⑦ その他の現状変更等の取扱

その他の史跡の保存に影響を及ぼす行為は、案件ごとに区教育委員会と事前協議を行い判断する。

### (6) 現状変更の具体的方法

史跡公園整備においては、ガイドランス施設として利用する歴史的建造物の構造変更や公園出入口・園路の整備など現状変更に関わる行為が想定されている。そのため、前述の取扱方針や文化財保護法を遵守し、適切な整備を行っていく必要がある。

史跡整備に向けて、項目では先に述べた保存管理の方向性及び現状変更等の取扱方針、各種法令の規定に基づき、第5章で設定した地区区分ごとに現状変更の具体的方法について、後掲した表13の通り実施することを定める。なお「行為の内容」は、それぞれの地区で現在想定されている事項である。

さらに、後掲した表13に記載のない事項が発生した場合には、板橋区教育委員会事務局、東京都教育庁、文化庁で協議し対応を検討する。

なお表13および本計画文中で用いる「便益施設」とは、特に記述がない限り、都市公園法における「便益施設」ではなく、文化庁文化財部記念物課編『史跡等整備のてびき』（同成社、2005）における見学者が史跡を快適に見学するために必要なベンチなどの休憩施設、便所、水飲、緑陰などを示す。

表 13-1：地区区分ごとの現状変更の具体的方法

		A地区(A'地区も含む)	B地区	届出等
①遺構・歴史的建造物の保存措置	行為の内容	弾道管や土塁など遺構、銃器庫、加温貯蔵室、爆薬理化学試験室、物理試験室などの建造物が保存に影響を及ぼす経年劣化、き損・滅失の恐れがある場合は適切な保存措置を施す。		—
	現状変更の取扱い	史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存修理は、学術的調査を実施したうえで、文化財としての価値を損なわない方法である場合に認める。なお、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は許可不要である。	左記に加えて、特に当該エリアに現存する建造物は耐震補強工事が必要であり、その施工方法は建造物に与える影響が最小限であることを要する。	文化庁長官の許可
②歴史的建造物の構造変更	行為の内容	燃焼実験室や爆薬理化学試験室や物理試験室等をガイダンス施設としてみよなして活用するなど、歴史的建造物を活用するため内部構造及び外形形状を変更する。		—
	現状変更の取扱い	学術的調査に基づき、史跡の本質的価値と密接に関連すると判断された部分については変更を認めない。現状変更が認められる部分であっても建造物の保存に影響を与えない方法を選択する。	左記に加えて、近年設置され、史跡の本質的価値を構成しない建造物については、史跡の保存に影響を及ぼさないと判断できた場合にのみ、改修、撤去を認める。	文化庁長官の許可
③史跡出入口、園路の整備	行為の内容	史跡への出入口及び見学用園路を整備する。		—
	現状変更の取扱い	土地の掘削・切土及び工作物の撤去を伴う史跡の出入口の設置については、該当箇所の試掘・発掘調査を実施し、遺構面の確認を行うとともに、コンクリート塀や緑化ブロック等現在設置されている工作物の状況調査を行ったうえで判断する。園路整備についても同様であり、遺構面の確認を行い、保護を図ったうえでの整備方法を条件に認める。いずれの場合も、史跡の本質的価値を減失するような整備方法は認めない。		文化庁長官もしくは 区教育委員会の許可
④地中に埋蔵する遺構の発掘調査	行為の内容	露天式発射場及び隠蔽式射場（弾道管）の射撃、築山南側の軽便軌道敷など、史跡の本質的価値を構成する遺構が埋蔵する可能性がある。これら埋蔵遺構の確認のため、試掘・発掘調査を実施する。	—	—
	現状変更の取扱い	調査範囲、規模を最小限とする場合に認める。	—	文化庁長官の許可

表 13-2 : 地区区分ごとの現状変更の具体的方法

A地区(A'地区も含む)		B地区		届出等
⑤地中に埋蔵する遺構の露出及び保存処置	行為の内容	上記④により史跡の本質的価値が顕在化した場合、史跡整備において遺構を露出し展示のための保存処置を実施する。	—	—
	現状変更の取扱い	発掘調査などの学術調査を元にした遺構の露出、保存処置は、遺構や史跡景観に影響を与えないことを条件に認める。	—	文化庁長官の許可
⑥史跡等の管理に必要な施設の設置・改修	行為の内容	文化財保護法115条第1項に規定する史跡等の管理に必要な施設(標識・説明板・境界標・囲い)を設置、又は改修する。	—	—
	現状変更の取扱い	遺構の保存に影響がない方法を執る場合に認める。	—	区教育委員会の許可
⑦工作物の設置・改修	行為の内容	電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管などの工作物を設置、又は改修する。	—	—
	現状変更の取扱い	それらの工作物の設置、改修が史跡の保存活用に必要で、史跡の理解に誤解を与えない方法を用い、遺構の保存に影響がない方法を執る場合に認める。工作物の地下埋設を伴う場合、工事が地下遺構に影響を及ぼす恐れがある場合は、土層の発掘調査を実施し、遺構面の確認を行うたうえで判断する。	—	文化庁長官もしくは区教育委員会の許可
⑧便益施設の設置・改修・移設	行為の内容	四阿、ベンチなどの休憩施設や便所、水飲みなどの便益施設を設置、改修又は移設する。	—	—
	現状変更の取扱い	史跡の理解に誤解を与えないような位置や意匠を考慮し、遺構の保存に影響が少ない方法をとる場合に認める。上下水道管などの地下埋設を伴う場合は⑦の取扱いに準拠する。	—	文化庁長官もしくは区教育委員会の許可
⑨工作物等の除去	行為の内容	史跡の本質的価値と直接関連しない要素(160頁に記載の本質的価値を構成しない要素)のうち、史跡の保存、活用に影響を与えないものの除去を行う。	—	—
	現状変更の取扱い	遺構の保存に影響がない方法を執る場合に認める。	—	文化庁長官もしくは区教育委員会の許可
⑩樹木の植樹、抜根、伐採	行為の内容	指定地内の樹木の状況に応じて植樹、抜根、伐採を行う。	—	—
	現状変更の取扱い	新規植樹は、学術的調査を実施し史跡の整備上必要な場合、植樹個所の地下遺構の状況を確認し、遺構の保存処理を施したうえで認める。既存樹木の枯死等による更新は、遺構に対する影響を勘案したうえで判断する。抜根は、史跡の整備上必要であって、地下遺構に与える影響が最小限である場合認める。伐採は、史跡景観に影響を与える場合、その影響を勘案したうえで判断する。剪定など、日常的な樹木管理は現状変更を要さない。	—	文化庁長官もしくは区教育委員会の許可

## 5. 史跡指定地外の保存管理

### (1) 基本原則

第2章で確認したように、火薬製造所時代の旧敷地範囲は全体で約50万㎡に及ぶ広大なものであり、史跡指定地はその一部である。したがって、史跡の価値に密接に関わる遺構・建造物が、史跡指定地外にも存在している。そのため史跡の全体像や歴史的経緯を理解する上で重要な、指定地外のエリアの諸要素に関する保存・管理の考え方を示す。

### (2) 保存管理方針

火薬製造所時代の旧敷地範囲が史跡指定地外にも展開していることを広く周知し、遺構・建造物等の学術的調査の実施について、遺構・建造物等の所有者や区民をはじめとした様々な方々に協力・理解を求める。また周辺に残る諸要素について案内板等の設置を検討し、その歴史の理解を広げるよう努める。

### (3) 現状変更の取扱

史跡指定地外であるため、現状変更等の許可に係る申請は必要としない。

ただし埋蔵文化財包蔵地において、地下遺構の保存に影響を与える開発行為を計画した場合には文化財保護法に基づく届出が必要である。



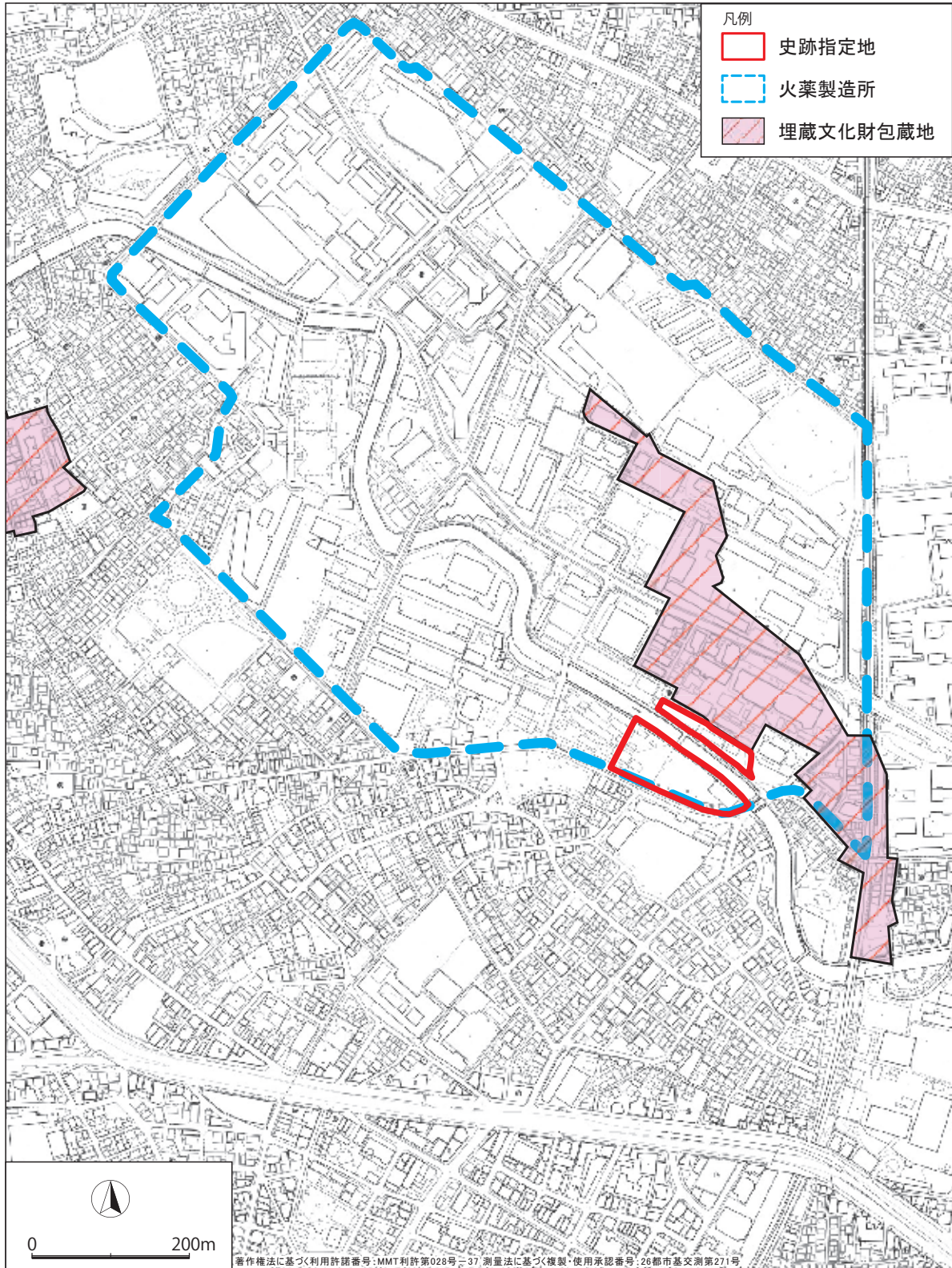


図 23 : 史跡指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地

#### (4) 追加指定等による保護の考え方

第2章3「史跡指定地の概要」(31頁参照)で確認したように、陸軍板橋火薬製造所は明治9年の設置から昭和20年の稼働終了まで敷地が拡大し、昭和18年の時点では50万㎡以上の面積を有するに至った。

戦後70年以上の時間が経過する中で、火薬製造所の敷地だった地区は、宅地化や大規模マンションの建築などの開発が進み、戦前の遺構・建造物の多くは撤去された。一方、板橋区教育委員会は、平成2年度から平成6年度まで古建築調査を継続して実施し、併せて平成12年度の「旧軍工場建物調査」(株ミツウマ工場内)の歴史的建造物解体に伴う調査を行うなど、可能な限り文化財調査を実施した。

これらの調査に加え、平成28年度以降実施した調査(第2章1「国史跡指定までの経緯」27頁参照)によって、明治期の発射場等の遺構群、燃焼実験室や物理試験室等の歴史的な建造物がまとまって遺存し、近代の火薬製造所としての遺構・建造物が、広範囲かつ良好な状態で現存することが判明し、平成29年10月の国の史跡に指定につながっている。これらの遺構・建造物は、まとまって現存することに意味があるため、史跡の価値を適切に守り伝えていくためには、指定地を面的・一体的に保存整備していくことが重要である。

一方で史跡指定地外には、第2章3(5)「構成要素の現状」(49～147頁参照)で確認した通り、火薬製造所に関する遺構・建造物が点存している。この中には「公益財団法人愛世会愛誠病院・愛歯技工専門学校」など、火薬製造所時代の建造物が現存しているものや、「招魂之碑」や「標柱」など、史跡の価値を補完するものや、または「圧磨機圧輪記念碑」や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」のように、すでに区の文化財として個別的に保護を受けているものもある。

これら史跡指定地外に存在する遺構や建造物は、すでに失われている火薬製造所の全体の姿を示し、より深い史跡の理解を助ける多様な情報を持っている。いわば、史跡の価値を補強し得る要素であり、追加指定等により適切に保護することが重要となる。

一方、これら、あるいはそれらを含む土地は私有地である場合、あるいは現在も異なる用途で利用されている場合があるなど、置かれている状況はそれぞれ異なっている。そのため、指定地外全体を史跡として画一的に追加指定することは必ずしも容易ではないが、長期的な視点に立ち、指定地外に残る遺構・建造物それぞれの性格、条件を十分に考慮して、可能なものについては点的・個別的に追加指定等による適切な保護方法を検討する必要がある。



## 第7章



活用



## 第7章のサイトマップ

### 1. 活用の方向性

- (1) 保存と活用の適切なバランスを保つ
- (2) 調査研究の成果を活かしながら、史跡の価値や魅力を積極的に発信する
- (3) 史跡のみならず、地域の歴史文化を総合的に学ぶことができる拠点づくりをめざす

### 2. 活用の方法

- (1) 史跡公園整備中から実施可能な活用
  - ① 史跡整備の理解を深めるための活用
  - ② 学校教育における活用
  - ③ 生涯学習における活用
  - ④ 文化的観光資源としての活用
- (2) 史跡整備完了後の活用
  - ① 地域における活用
  - ② 史跡の持つ雰囲気を活かしたユニークベニユーの展開や展示空間等の創出

### 3. 地区区分ごとの活用方法

- (1) A地区（A'地区を含む）
  - ① 方向性
  - ② 方法
- (2) B地区
  - ① 方向性
  - ② 方法

### 4. 史跡指定地外の活用方法

- (1) 方向性
- (2) 方法



## 第7章 活用

### 1. 活用の方向性

第3章で整理した史跡の本質的価値を、後世まで保存し継承していくためには、行政のみならず、地域住民の方々や関係団体、学校教育機関や区内事業所など、多くの人々の協力や連携が欠かせない。そのためには、史跡が持つ価値を誰もが理解できるように顕在化し、地域の大切な文化財として、地域活性化やまちづくりの核となるよう、積極的に活用することが望ましい。

また史跡を歴史的な観点のみで捉えるのではなく、石神井川やその流域の滝野川、王子との関係を考える立地の観点、戦後に研究所や工場として利用された経緯を考え得る科学・産業の観点で捉えることも可能であり、科学や技術の進展や平和利用、産業振興など史跡を総合的に学習できる仕組みが必要である。これらのことを踏まえ、いつまでも愛され、再び訪れたいくなる史跡公園をめざし活用の方向性を以下のように定める。

#### (1) 保存と活用の適切なバランスを保つ

文化財保護法において、その目的は「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定されている。さらに平成30年の法律改正を受け、今後はこれまで以上に保存と活用の促進が重要になる。保存と活用は単純な二項対立ではなく、循環関係にあるといえ、文化財の保存に対する気運が高まるように、文化財の魅力を幅広く伝え、その価値の理解を拡げることが重要となる。

しかし、一般的に長い年月を経ている文化財は、程度の差こそあれ劣化しており、取扱いに注意を要する脆弱な一面を持つことは言うまでもない。公開普及といえども、活用の名の下に、文化財がき損されることはあってはならない。

よって、専門的な見地から文化財の種類や性質に十分な配慮をしながら、保存と活用の適切なバランスを見極めた上で、当史跡の積極的な活用をめざす。

#### (2) 調査研究の成果を活かしながら、史跡の価値や魅力を積極的に発信する

これまで、板橋区は史跡陸軍板橋火薬製造所跡に関する様々な調査研究を実施しており、今後も史跡をより良く理解するために長期的な視点に立ち、学術的調査を継続的に行っていく。様々な学問領域からアプローチし、必要に応じて他自治体、諸研究機関と協力・連携を取りながら、調査研究を推進していく。

そこから得られる成果は、いわば「史跡や地域の魅力」であり、史跡の保存に役立てるのはもちろん、区民をはじめとした様々な人たちへ発信していくことが大切であ

る。

また資料の収集保存や展示等教育普及事業については、板橋区立郷土資料館など区内外の関連施設との連携を図りながら事業を展開していくことを検討する。

### (3) 史跡のみならず、地域の歴史文化を総合的に学ぶことができる拠点づくりをめざす

第3章「本質的価値」で確認した通り、史跡を含む当該地域は、加賀藩前田家下屋敷跡や中山道板橋宿が隣接するように、多様で重層性のある歴史を持つ。特に加賀藩下屋敷の歴史は、金沢市と板橋区が友好交流都市協定を結ぶ端緒ともいえる重要な要素であり、火薬製造所としての価値だけに収斂させるのではなく、地域の歴史・文化を総合的に学ぶことができる場として活用することが望ましい。様々な体験型の学習機会や施設を設けることで、体験学習などを通じて来訪者の学ぶ意欲を高め、誰もが板橋の歴史や文化、産業などを学ぶことができ、ひいては郷土板橋を愛する心を醸成していく工夫が必要となる。

## 2. 活用の方法

### (1) 史跡公園整備中から実施可能な活用

#### ① 史跡整備の理解を深めるための活用

史跡公園整備を進めるにあたり、長期の整備設計・工事期間が見込まれているため、グランドオープンまでの史跡活用方法を検討する必要がある。史跡の価値、魅力の共有を図るとともに、史跡整備に対する区民等の理解・協力を得るため、史跡の公開事業等の実施を検討する。また整備内容や整備スケジュールに関する住民説明会などの広報活動も併せて検討する。

なお現在、加賀公園については、常時公園として利用することができる。すでに加賀藩下屋敷を紹介する案内板などが設置されているほか、閉鎖管理を行っている旧野口研究所跡地と旧理化学研究所跡地をフェンス越しに眺めることが可能であり、特に築山の上からは、土塁や射<sup>しゃ</sup>塚<sup>だ</sup>からなる発射場の遺構を俯瞰的に観察することができ、効果的に公開事業や広報活動を行うことができる。

#### ② 学校教育における活用

史跡陸軍板橋火薬製造所跡に関する資料・パンフレット等の作成、配布及び小中学校への出前講座によって、地域の歴史や文化の理解促進を図っていく。また、社会科見学を積極的に受け入れ、地域に残る文化財を身近に感じてもらうことも重要である。さらに学校教育との連携を考える上では、児童・生徒だけでなく、教員に対しても史跡に対する理解を促し、様々な教育上の活用方法があることや、そのてびき等を作成

し紹介するなどの工夫も必要である。

さらに高校や大学と協力・連携し、近代産業史、建築史、地域史など様々な分野から当史跡の持つ歴史、現存する建造物や遺構などを研究対象として有意義に活用してもらうことも可能である。

### ③生涯学習における活用

これまで生涯学習課において、史跡に関係する文化財講座や見学会を実施しており、史跡公園のグランドオープンに向けて、今後もこうした史跡の価値や魅力を伝える事業を継続的に実施していく。

なお史跡整備完了後においても、現地の見学会や公開講座、シンポジウムを継続し、来場者の学びの場としての史跡活用をめざす。併せて今後継続する調査研究の成果についても、シンポジウム等で積極的に公開し、新たな史跡の価値を来場者に提示することで区民をはじめとした多様な人々に還元するよう努める。

### ④文化的観光資源としての活用

当史跡の持つ歴史は、学術的な価値のみならず、観光等の視点からも重要な価値を持っており活用を図る必要がある。史跡陸軍板橋火薬製造所跡は、加賀藩前田家の下屋敷の跡地に設置されたものであり、平成20年7月板橋区は、前田家の国元である石川県金沢市と友好交流都市協定を結んだ。それ以来、金沢より飛脚で氷を運んだ江戸時代の御用に因んだ氷室の雪氷の贈呈等のイベントの開催や、金沢市の魅力を学習する「かなざわ講座」や「加賀藩学講座」等の生涯学習事業の実施など、両都市が様々なかたちで交流を深めている。また協定の締結と両都市の交流を記念し、区立加賀公園には尾山神社の社門のステンドグラスを模した「板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑」が設置されている。

また第3章「本質的価値」でも示した通り、戦時中、理化学研究所の仁科研究室が旧金沢医科大学（現金沢大学医学部）に疎開していた点や、野口研究所の創設者である実業家野口遵も加賀藩士を祖とするなど、近代以降の史跡の歴史を理解する上でも、金沢市と板橋区との関係は重要である。

両都市が近世以来の歴史的・文化的な関係の中で様々なつながりを持ち、現在においても活発な交流を続けていることを踏まえ、史跡公園において展開する事業では、金沢市との交流を尊重し、両都市の歴史・文化を様々な視点から学習できる展覧会や講座、見学会などの展示等教育普及事業を企画・実施し、ひいては史跡公園が地域の観光資源の核となって、周辺地域の地域振興、産業振興、商業振興に良い影響を与える存在として親しまれることをめざす。

## (2) 史跡整備完了後の活用

### ①地域における活用

板橋区加賀地区周辺には、史跡陸軍板橋火薬製造所跡のほか、「圧磨機圧輪記念碑」や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」など、区に指定、登録されている文化財が点在している。これら文化財を結び、周辺地域を回遊できるルートを設定することで、歴史文化を活かしたまちづくりに資する活用をめざす。また、JR埼京線を挟んだ北区側には東京第一陸軍造兵廠の遺構が残っており、近代化遺産を軸にした北区との連携も視野に入れ活用方法を検討する。

### ②史跡の持つ雰囲気を活かしたユニークベニユーの展開や展示空間等の創出

近代化遺産である当史跡には、高い土塁に囲まれた発射場、明治期の煉瓦造建造物である物理試験室、火薬の試験や保管という特殊な用途に用いられた弾道管や加温貯蔵室などの諸施設など、他事例には見られない独特な雰囲気を持つ構成要素が数多く現存している。こうした独特な雰囲気は、紛れもなく史跡の魅力のひとつである。

上述の点を史跡の活用という観点から捉えると、近年全国の史跡、名勝、重要文化財（建造物）等で催されているユニークベニユー（※）、または文化財建造物の博物館および美術館としての活用など、史跡の持つ雰囲気を活かした活用方法を検討することが可能である。近隣の施設等で開催される展示会や会議等と連携し、周辺を回遊できる事業の展開や、レセプションや会議の会場としての利用などが想定される。

近年は重要文化財（建造物）などを展示施設として整備し、煉瓦造りの壁面やトラス構造の小屋組等の建築手法をそのまま残し、歴史的な雰囲気を活かした展示室等を持つ事例が、全国的に多く確認できる。建造物が多く残る当史跡では、建物の持つ雰囲気を活かしたガイダンス施設、およびその内部の展示空間を創出することが可能である。

こうした史跡の魅力を活かした活用方法は、従来史跡に興味・関心が薄い利用者が史跡を訪れ、史跡に親しむきっかけを生み出すことができる。ひいては文化財保護に対する理解を広げることにもつながる効果的な施策である。

※ユニークベニユーとは、博物館や美術館、歴史的建造物などで、会議やレセプションなど、本来の用途・機能とは異なる利用によって、特別感や地域特性を演出することを指す。

## 3. 地区区分ごとの活用方法

史跡指定地全体の活用については、「1. 活用の方向性」、「2. 活用の方法」で示した通りであるが、「第5章 基本方針」で確認したように、地区ごとに史跡の立地環



境や遺構・建造物の遺存状況が異なるため、本項では地区区分ごとの公開・活用の方向性及びその方法を示す。

### (1) A地区（A'地区を含む）

#### ①方向性

A地区は第5章3「整備の基本方針」（184頁参照）で示した通り、石神井川南岸の旧野口研究所跡地と区立加賀公園を指し、発射場や燃焼実験室等の遺構・歴史的建造物が残る西側と、公園造成により地上に顕著な遺構が確認できない東側（A'地区）に区分され、本史跡の本質的価値である近代火薬製造のあゆみや、近世以来の歴史の重層性をよく示すエリアである。

本項では、A地区とA'地区それぞれのエリアについての活用方針を示す。A地区は板橋火薬製造所の遺構・建造物を通じ、明治初年から終戦時までの火薬生産の状況の理解に資するような活用が望ましい。一方A'地区については、従来公園本来の機能を充実させ、それを活かしながら、来場者の憩いの場としての活用が有効である。

なお築山は、近世においては加賀藩下屋敷の池泉回遊式庭園を構成する築山として、近代においては火薬の発射試験の射塚<sup>しやだ</sup>として利用され、時期において機能・利用形態が異なることから、歴史の重層性を示す遺構としての活用を検討する。

#### ②方法

A地区は火薬生産における研究、実験、製造、貯蔵といった一連の工程を、地区内の遺構・建造物等の回遊を通じて学習することができる活用を図る。また遺構・建造物のうち燃焼実験室については、内部を公開する施設としての整備を行い、ガイダンス施設及び史跡の管理施設として活用する。燃焼実験室内部の活用に伴う具体的な整備方法については、建造物の部分部位設定を行い保護の方針を定め、整備基本計画で詳細を策定する。その他の遺構・建造物については、保存のための整備を検討しつつ、可能な限り内部公開を含めた活用をめざす。

A'地区はトイレや水飲み、ベンチなどといった公園施設が設置され、桜をはじめとした多くの樹木が植栽されており地域の特徴的な景観をなしている。今後も公園としての活用を継続するとともに、公園本来の機能の充実を図り、来場者の憩いのエリアとしての活用を行う。

なお築山については、現在射塚<sup>しやだ</sup>が表出している部分の下方部に、遺物や遺構が埋蔵する可能性があるため、射塚<sup>しやだ</sup>の発掘調査等の実施を検討し、前述した近世の築山と近代の射塚<sup>しやだ</sup>というふたつの歴史的な機能を持っていたことを踏まえながら、調査成果に基づく活用をめざす。



## (2) B地区

### ①方向性

石神井川北岸に位置するB地区には、火薬製造所時代の爆薬理学試験室及び物理試験室等が現存している。戦後は理化学研究所がその敷地・施設を引き継いで使用してきた。建造物内部には宇宙線研究に関する実験施設等が一部遺存するとともに、ノーベル物理学賞受賞者である湯川秀樹、朝永振一郎両博士が使用していたとされる研究室も残っている。当エリアを活用することは、当所が戦後復興期の日本の科学技術研究の拠点であったという価値を理解することにつながる。

### ②方法

当エリアの歴史的建造物2棟を展示等の教育普及機能などを持つガイダンス施設・体験学習施設（産業ミュージアム）として活用する。建造物内部は、宇宙線研究の施設が残る部分や湯川秀樹、朝永振一郎両博士らが研究したとされる研究室などの史跡の本質的価値と密接に関わる要素であることが明らかな部分については、できるだけ現状を残し解説展示室等として活用する。この他利用の来歴が明らかでない部分については、建造物調査や文献調査を行ったうえで、企画展示を行う施設や、学校教育や生涯学習における体験学習施設などといった活用方法を検討する。なお建造物内部の活用に伴う具体的な整備方法については、部分部位の設定を行い保護の方針を定めたいうえで、整備基本計画で詳細を策定する。

なお、活用予定の歴史的建造物2棟は、平成29年度に実施した耐震診断調査の結果、耐震補強工事が必要であることが明らかになっているため、文化財修復の原則を遵守した工法を選択し、適切な活用を図る。

## 4. 史跡指定地外の活用方法

### (1) 方向性

現在の史跡指定された範囲は、陸軍板橋火薬製造所が所在した敷地全体の一部であり、史跡指定地外においても火薬製造所の遺構・建造物が現存していることは、すでに第2章3で述べたとおりである（第2章3(2)「歴史的環境」40頁の掲載図④参照）。これらの遺構・建造物も史跡の本質的価値に密接に関わっており、火薬製造所全体の姿を示し、史跡の価値の理解を助ける多様な情報を持っているため、文化財としての追加指定等による適切な保護方法を検討することが重要となる（第6章5(4)203頁参照）。

そのため、史跡指定地は面的に保存・活用を推進し、指定地外は所有者の協力を得た上で点在する遺構・歴史的建造物を、個別的またはそれぞれを関連付けた活用方法を検討する。同時に史跡の指定地内外の遺構・建造物を相互補完的に関係付け史跡の

価値に対する理解を深める活用をめざす。

## (2) 方法

「首都の巨大な軍工廠を象徴する施設群が広域的に展開する」という史跡の本質的価値を理解するために、周辺遺構・建造物を巡る見学会を実施するなど、火薬製造所の全体の規模を理解できる活用方法を検討する。またすでに失われた火薬製造所に関する遺構、建造物については、学術調査に基づき往時の実態を解明し、その成果をもとにした展覧会を実施するなどの活用をめざす。



## 第8章



整備

## 第8章のサイトマップ

1. 史跡整備の方向性
2. 史跡公園整備の基本方針
3. 史跡整備の方法
  - (1) 主として保存のための整備方法
  - (2) 主として活用のための整備方法
    - ①陸軍板橋火薬製造所跡における遺構の復元展示及び表示等
    - ②保存と活用のための各種施設の設置整備
    - ③木竹の植樹、伐根、伐採
    - ④史跡のPRや周知を目的とするソフト面での整備
4. 地区区分ごとの整備方法
  - (1) A地区（A'地区を含む）
  - (2) B地区
5. 史跡指定地外における整備
  - (1) 史跡指定地外に存在する諸要素の一体的活用をめざした整備
  - (2) 周辺地域との回遊性の構築



## 第8章 整備

### 1. 史跡整備の方向性

史跡公園整備にあたっては、史跡の本質的価値の適切な保存管理を前提に、史跡が持つ歴史的価値を地域の方々や区民をはじめとする多様な来園者に示し、史跡公園に対する理解を深めていく必要がある。また科学技術の研究拠点として近年まで利用されてきた歴史的経緯についても学ぶことができる場として整備し、地域を学び地域を愛する心を醸成する必要がある。

それと同時に、公園としての利用が定着し、地域の憩いの場として親しまれている区立加賀公園については、公園本来の機能を充実させるとともに、史跡の歴史的価値に対する理解を深めることができるよう整備する必要がある。

以上のことを考慮し、整備の方向性を以下のように定める。

- ①史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備
- ②史跡の価値や魅力を積極的に発信する拠点の整備
- ③史跡を中心に地域の歴史文化や環境、産業および科学技術の平和利用等を総合的に学ぶことのできる拠点の整備
- ④史跡周辺の歴史文化資源を結ぶ回遊ルートを設定するなどの、地域の活性化などにつながる整備
- ⑤史跡公園オープン（整備完了）に向け、PR や周知の徹底など、地域の活性化などにつながるソフト面での整備

### 2. 史跡公園整備の基本方針

平成 29 年度に策定した板橋区史跡公園（仮称）基本構想では、当地を史跡公園として整備する基本方針を定めている。この基本方針をもとに、整備方法を検討する。

「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」において示した  
史跡公園整備に向けた＜基本方針＞

（「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」8 頁）

**（1）区民をはじめ多様な人々が気軽に集い“憩う”**

- ・だれもが暮らし続けたいくなるまちとして、都会の中での自然とのふれあいや憩いの提供、景観の形成・保存といった公園本来の機能の充実を図ります。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた公園内外の散策路の整備等により、多様な人々が集いやすい環境をつくり区民に愛され、再び訪れたいくなる公園をめざします。

- ・ 史跡の保存・活用を重視しながら、中山道板橋宿や加賀藩下屋敷が置かれていた歴史的な価値も活かした情緒あふれる環境整備を一体的に進めていきます。

## （２）日本の近代化の一翼を担った、板橋の歴史や文化を“学ぶ”

- ・ 近代化・産業遺産の歴史的背景を通じて、板橋が日本の産業や科学技術の発展を支え、近代化に貢献してきた軌跡を学ぶとともに郷土板橋を愛する心へとつなげていきます。
- ・ 火薬製造所と研究施設の遺構を通じて、子どもたちや若者世代が平和の大切さや科学技術の平和利用について考えるきっかけを提供します。
- ・ ワークショップや実験など、主体的な学びを促す体験の場を提供し、利用者の学習意欲を高めるとともに、次代を担う子どもたちの夢を育みます。

## （３）板橋ならではの歴史を通じて、板橋の現在、そして未来を“創る”

### 板橋の現在、さらに、未来を“創造する”

- ・ これまであまり知られてこなかった区産業発祥の地としての歴史や先進性に光を当て、国内外に広く発信することで、板橋区のブランド力を高めます。
- ・ 区産業や科学技術の発展につながる体験の場・気づきの場を提供し、次代を担う人々に共感と夢を育む未来志向の創造の場をつくります。
- ・ 史跡公園を産業文化の新たな聖地と位置づけ、地域、商店街や民間企業、大学や研究機関などと連携し、まちづくりや産業振興に貢献します。

## 3. 史跡整備の方法

「1. 史跡整備の方向性」と、「2. 史跡公園整備の基本方針」を基に、本項では保存、活用を目的とした整備方法について示す。

### （１）主として保存のための整備方法

史跡の本質的価値を保存・継承するために、史跡指定地内に現存する遺構・建造物について、き損及びその恐れがある部分の調査を行い、調査結果に基づき保存に必要な整備方法を検討し、実施する。

また、遺構の保存に影響を及ぼすおそれのある植栽については伐採等を行うなど、遺構・建造物を取り巻く環境の整備も併せて実施する。



射塚に植生している植物

## (2) 主として活用のための整備方法

### ①陸軍板橋火薬製造所跡における遺構の復元展示及び表示等

露天式発射場および隠蔽式発射場など、戦後の除去や改変により、現在顕在化していない要素については、学術的な調査・研究結果に基づき、復元を含めた適切な整備方法を検討する。

また復元を行わず、現状保存が望ましいと判断される構成要素についても、案内解説板や遺構の模型の利用、さらにはガイダンス施設における展示などを通して、その価値を明示することをめざす。

歴史的建造物など史跡指定地内に現存し、本質的価値が顕在化している要素については、公開をはじめ適切な活用方法を検討する。



保存措置が必要な建造物（加温貯蔵室）



保存措置が必要な建造物（爆薬製造実験室）

### ②保存と活用のための各種施設の設置整備

文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（2005）によれば、史跡等に関わる施設設置の考え方は次の通りである。

- (1) 「保存施設」の設置は、文化財保護法第115条第1項及び史跡天然記念物標識等設置基準規則に従うこと。
- (2) 「便益施設」、「案内解説施設」の設置にはついても、適切で系統的な配置計画に基づくこと。当該施設の設置が遺構の保存、史跡の景観に影響を及ぼす可能性のある場合には設置できない。
- (3) 「園路」の設置は(2)に準拠する。発掘調査により往時の動線等の位置が明らかになった場合は可能な限りそれらを尊重した配置とすること。
- (4) 「ガイダンス施設」、「体験学習施設」は、史跡等の指定地内に原則的に建設してはならない。
- (5) 「維持・管理施設」の設置には、景観を損なわず、かつ史跡等の保存に影響を与えない位置、設備、工法を選択すること。

(文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（2005）より引用)

以上の考え方を遵守しながら、以下の設置の考え方を基に施設整備を実施する。

#### ②－1 保存施設の設置

保存施設とは、標識や説明板（史跡の概要を示すもの）、境界標などが該当する。設置に関する法令（資料編5参照）を遵守し、設置方法を検討する。

#### ②－2 便益施設の設置

便益施設とは、ベンチなどの休憩施設、便所などが該当する。来場者が史跡等を快適に見学するために必要であり、史跡の保存と景観との調和に配慮したうえで設置方法を検討する。

#### ②－3 案内解説施設の設置

案内解説施設とは、解説板（遺構や建造物に関わる情報を補足的に示すもの）、案内板などのサインが該当する。表示内容については、多言語化や音声化等の方法で、様々な来場者に対応できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を尊重する。設置については、史跡の保存への影響と景観との調和に配慮した上で、適切な方法を検討する。

#### ②－4 園路の設置

史跡の保存への影響と景観との調和に配慮しながら、来場者の本質的価値の理解を深めるための合理的な回遊と、自然とのふれあいや憩うことができる場の提供を考慮した動線を総合的に検討し、園路整備を進める。

#### ②－5 ガイダンス施設、体験学習施設の設置

ガイダンス施設とは、史跡の歴史的背景、価値、往時の姿などを、常設展示や展覧会などの展示機能や教育普及事業を通して、見学者に学ぶ機会を提供する施設であり、体験学習施設とは、体験学習等を通じて史跡等に対する理解を積極的に促す施設である。いずれも資料の収集や保存、調査研究、それに基づく展示等教育普及などのいわゆる博物館機能を持たせることをめざす。

史跡指定地内に新たに建造物を建築することは難しいが、当該史跡については、歴史的建造物が現存し、適切な保存整備を施せば利用に堪える状態であるため、これらを活用してガイダンス施設、体験学習施設を設置することを検討し、併せて資料収集・保存機能等を付加させることをめざす。



### ②-6 維持・管理施設の設置

維持・管理施設とは、防災設備や水道設備、照明設備、電気設備等が該当する。史跡内を適切に維持管理し、来場者の利便性と安全性を確保するために必要であり、併せて屋外における照明計画については、公園としての憩いの機能の演出にもつながるため、設置方法や場所について検討する。

### ③木竹の植樹、伐根、伐採

木竹の植樹等の扱いについては、第6章4(5)「史跡の現状変更等の取扱方針」に定めた通り、今後実施する調査に基づいて「整備基本計画」における修景計画等の中で検討する。

### ④史跡のPRや周知を目的とするソフト面での整備

史跡の保存活用を推進していくためには、整備に対する多くの方々の理解・協力が不可欠であり、それには史跡の認知度を上げることが重要である。本史跡に関するパンフレットの作成や、ホームページやSNSなどの媒体を通じて魅力や価値を積極的に発信し、認知度を高めていくための整備を実施する。

## 4. 地区区分ごとの整備方法

「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」では、史跡指定地を現加賀公園エリア、旧火薬製造所エリア、旧理化学研究所エリア、さらに石神井川エリアを加えた4つのエリアで分類し、「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」として整備を実施するとしている。この基本コンセプトを踏まえつつ、保存と活用のための整備方法については、遺構・建造物の遺存状況、土地利用の来歴等から、第5章で定めた地区区分に基づき策定されることとし、本項でその整備方法を示す。なお整備方法の詳細については整備基本計画で策定する。

(1) **A地区（A'地区を含む）**（「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」のエリア分けにおける、現加賀公園エリアと旧火薬製造所エリアに該当）

火薬生産における研究、実験、製造、貯蔵といった一連の工程を、遺構・建造物を通じて直接見学することで学習できるような整備をめざす。また遺構・建造物のうち燃焼実験室については、内部を公開する施設としての整備を行い、ガイダンス施設及び史跡の管理施設として活用する。

なおA地区の東側であるA'地区は、現在は公園



燃焼実験室



として利用されトイレや水飲み、ベンチなどといった公園施設が設置されており、桜をはじめとした多数の樹木が植栽されていることから、今後も公園本来の機能の充実にめざした整備を行う。

(2) B地区(「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」のエリア分けにおける、旧理化学研究所エリアに該当)

現存する歴史的建造物をガイダンス施設、体験学習施設として活用することを想定し整備を実施する。戦後の改変が多くなされているが、今後の調査結果に基づき本質的価値の理解を助ける整備方法を検討する。

また歴史的建造物の整備方法については、耐震補強工事を施す必要がある建造物があるため、文化財修復の原則を遵守し、適切な施工をめざす。



B地区の歴史的建造物

## 5. 史跡指定地外における整備

史跡公園を整備する際、商店街を中心としたまちのにぎわいや、公共交通機関の駅・バス停などからの史跡公園へのアクセスを一体的に捉え、史跡指定地外にある史跡の構成要素や、既に登録・指定されている様々な文化財(あるいは未指定の文化財)と、史跡公園とを関連づけ、周辺地域との回遊性を想定しながら商店街振興や観光振興に寄与できる施策展開をしていくことが重要となる。

### (1) 史跡指定地外に存在する諸要素の一体的活用をめざした整備

史跡の保存活用にあたっては、史跡指定地外に存在する本質的価値を構成する要素や、史跡の本質的価値の理解を助ける諸要素など周辺の関連文化財との一体的な活用を考慮した整備が必要となる。

前述のとおり、史跡指定地は陸軍板橋火薬製造所が所在した全体の敷地の一部に過ぎない。史跡指定地外に現存する遺構・歴史的建造物等の保護については、第6章5(201頁参照)で示した通り、指定地外も含めた一体的な整備は困難であるため、ガイダンス施設で説明することをはじめ、史跡と周辺に現存する招魂之碑や標柱など未指定を含めた文化財との関係を案内板や解説板の設置や回遊ルートを設定するなど、火薬製造所の敷地範囲を表現し、点在している構成要素を線で結び、面とした一体的な史跡の価値として活かす方法を検討する。

また石神井川は史跡指定地外であるが、第3章「本質的価値」(155頁参照)でも明らかにした通り、火薬製造所との密接な関係を有しているため、案内板等を設置す

るなど、史跡との関係性を表現することをめざす。

地域の歴史・文化に関する広域的な立地関係をより良く理解するために、当史跡の整備はもちろん、展覧会等のソフト事業を、かつて第一造兵廠が所在し、その遺構や建造物が現存する北区などの近隣関係自治体と共同で企画するなど、隣接地域・自治体と連携し、地域横断的な事業展開の実施を併せて検討する。

## (2) 周辺地域との回遊性の構築

史跡指定地の周辺には中山道板橋宿が位置し、現在も中山道沿いには坂町商店会や板橋本町商店街、仲宿商店街、板橋宿不動通り商店街、新中山道商店街、板橋駅前本通り商店街などの商店街が続いている。また旧川越街道沿いには板橋四ツ又商店街、遊座大山商店街、ハッピーロード大山商店街が位置しており、このように江戸時代以来の旧街道に沿って商店街が形成されていることは、地域のにぎわいの創出につながっている。

本史跡の整備に向けた計画は、都営三田線板橋区役所前駅や東武東上線大山駅、JR板橋駅など、第2章で確認した近隣諸駅・諸バス停留所などから徒歩等で史跡へアクセスすることで、その道すがら上述の商店街をめぐり、中山道板橋宿、王子新道、「圧磨機圧輪記念碑」などの文化遺産・関連文化財を見学することで、史跡への理解を深めるとともに地域の活性化に寄与していくことを念頭においた計画である。

史跡の周辺地域を含めた回遊性を構築することは、史跡に対する総合的な理解を深めることができる有効的な施策であり、点在している様々なまちの魅力を「線」で結び、「面」でみせることで、史跡公園のみならず、地域の魅力を引き出し、発信することにつながる。このことが、産業振興、商店街振興や観光振興など、ひいては地域全体の活性化として結実し、史跡公園を核とした地域が板橋区の魅力を発信する新たなシンボルとなっていくことになる。

今後は関係団体および区関係各課と連携を強化し、意見交換や情報共有に努め、ハード面だけでなく、ソフト面での整備も重視しながら、具体的な方法を検討していく。



## 第9章



運営・体制

## 第9章のサイトマップ

1. 運営・体制の方向性
2. 運営・体制の方法
  - (1) 区内部の関係各部署の体制構築
  - (2) 関係団体との連携強化
  - (3) 地域住民の方々との連携



## 第9章 運営・体制

### 1. 運営・体制の方向性

史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存整備および活用事業を円滑に進めるためには、国や東京都と連携を図り、板橋区の関係各部署、計画策定委員会に参加いただいている各種団体をはじめ地域住民の方々、関連企業、学識経験者、教育機関などと十分な情報共有および意見交換と調整を図りながら管理運営を行う必要がある。

### 2. 運営・体制の方法

#### (1) 区内部の関係各部署の体制構築

史跡を適切に管理運営するためには、まず史跡の保存と活用のバランスを図り、展示等を企画できる学芸員等専門職員の役割が重要となる。併せて地域振興、産業振興、観光振興、まちづくりといった多様な観点から史跡を捉え、史跡公園だけでなく周辺を含めた広域的な区の魅力の発信と地域の活性化を図るため、区内部の関係各部署と連携を強化し、組織横断的な運営体制を構築することが必要不可欠である。

#### (2) 関係団体との連携強化

史跡の保存・活用を推進するためには、学術的・専門的見地からの検討が必要であるため、板橋区文化財保護審議会等の学識経験者との連携を図りながら、史跡が守られ、地域の中で親しまれる存在となるよう、状況に応じて適宜検討し続ける必要がある。

また、史跡が地域に根ざした存在となるためには、上述の連携体制のみならず、文化団体連合会や町会連合会、産業連合会、商店街連合会、商工会議所、観光協会、加賀まちづくり協議会やNPO法人など各団体の理解と協力が不可欠であるため、史跡の整備後においても連携を継続する。

#### (3) 地域住民の方々との連携

史跡の永続的な保存継承のためには、地域住民の方々が史跡に対して親近感を持ち、史跡公園（仮称）が板橋区の誇りとして愛され、再び訪れたいくなる公園となることが不可欠である。各種講座や見学会、ガイドンス施設における展示などを通して、区民をはじめとした多様な人々に史跡の歴史や価値を紹介することと併せて、史跡公園の案内や運営への地域住民の方々の参加、学校教育との連携なども重視し、史跡のより良い保存と活用をめざす。

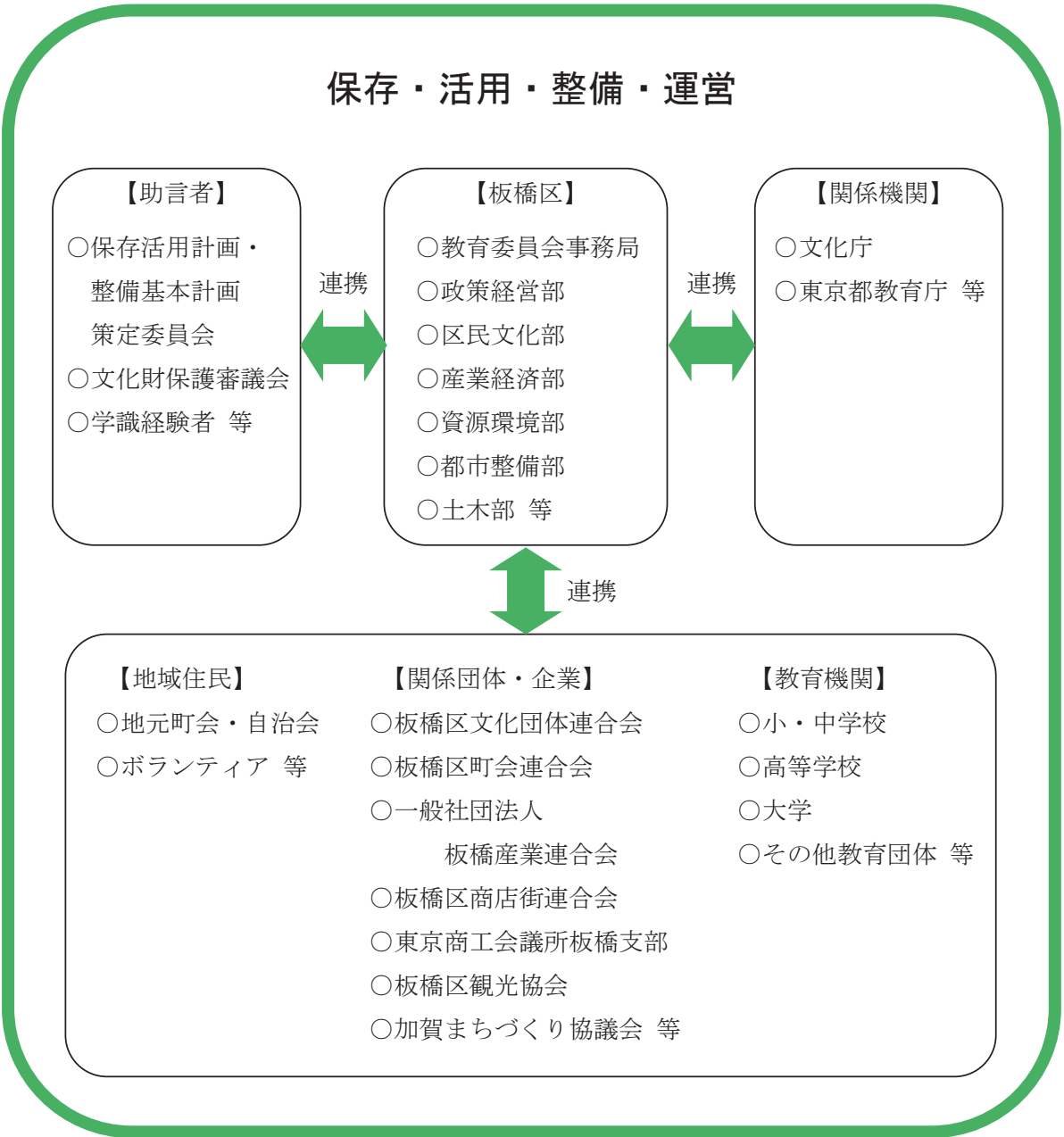


図 24 : 史跡陸軍板橋火薬製造所跡のマネジメント体制

## 第10章



実施すべき施策案の策定

## 第10章のサイトマップ

### 1. 実施すべき施策とその期間

(1) 短期的事業

(2) 中長期的事業

### 2. グランドオープンまでのスケジュール

## 第10章 実施すべき施策案の策定

### 1. 実施すべき施策とその期間

前章までの内容を踏まえ、史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存、活用、整備、運営体制において実施すべき施策案を策定する。実施施策案は、史跡公園（仮称）の整備に向け、すでに着手している保存活用計画、令和元年度策定予定の整備基本計画を含む計画策定からグランドオープンまでを見据えた短期的事業と、グランドオープン後の維持管理、活用などを念頭に置いた中長期的事業の2つに大別し、以下に示す。

#### （1）短期的事業

短期的事業では、平成29年度に策定した『板橋区史跡公園（仮称）基本構想』から、令和7年度を予定している史跡公園のグランドオープンまでを対象とする。

短期的事業のうち、重要となるのが史跡公園のグランドオープンに向けた保存と活用の整備に関する各種作業である。本計画で示した史跡の価値、保存と活用の基本方針に基づき、平成31年度（令和元年度）は、地区区分や遺構保存、歴史的建造物の修復等の個別計画を含む整備基本計画を策定する。その翌年の令和2年度は、整備基本計画に示した事柄のうち、主にハード面を整備するための図面等の設計図書として具体化する基本設計を策定し、さらに令和3年度は細部の仕様や全体のバランスをみながら微調整を図り詳細な設計図および仕様書としてまとめる実施設計を策定する。この行程を経て、令和4年度以降整備工事に着手していく（公園整備は令和5年度以降）。

文化財的価値を守りながら整備を実施するために、学術的調査を継続的に実施し、遺構等の復元整備などをはじめとした具体的な整備方法を検討する必要がある。さらに学校教育や生涯学習における積極的な活用をめざし、史跡の価値や魅力を効果的に学習できる展示等の教育機能や資料収集・保存機能等を検討する。

これら保存整備事業と並行して、グランドオープンに向けて文化財講座やシンポジウム、住民説明会を開催することで当該史跡への関心を高め、整備に向けて区民をはじめとした多様な人々の理解と協力を得て、史跡の適切な保存と活用を推進できる環境を醸成することをめざす。

なお、史跡公園（仮称）のグランドオープンまでのスケジュールは次項の通りである。

#### （2）中長期的事業

史跡の適切な保存に向け、指定地内は史跡と調和した公園機能の維持管理に努め、併せて文化財的観点から遺構・歴史的建造物の保存状態の確認（コンディション・チェック）を実施し、遺構や歴史的建造物に劣化等が確認された場合は、適切な保存修



復措置方法を検討する。

また学術的な調査研究を継続し、より良い保存環境の構築や展示・講座等を実施することで区民に還元し、区民の理解と協力を得ながら更なる文化財の保存・活用に寄与していくことをめざす。さらにガイダンス施設では多様な展覧会を実施するほか、調査研究で得られた成果に基づき随時常設展示等の内容更新を検討し、再び訪れたいくなる史跡公園となることをめざす。

これら整備事業の具体的内容については、区関係部局と調整を行いながら整備基本計画の中で策定していく予定である。

2. グランドオープンまでのスケジュール

平成29年度 (2017)	<p>■『板橋区史跡公園（仮称）基本構想』策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区としての構想、計画を策定</li> </ul>	<p>土壌汚染 対策工事</p> <p>国史跡指定</p> <p>理研・野口研 用地取得（公社）</p>
平成30年度 (2018)	<p>■保存活用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国史跡指定を踏まえ、文化庁等も参画し、計画を策定</li> </ul>	
平成31年度 (2019)	<p>■整備基本計画</p>	<p>保存整備に向けた試掘・ 建造物調査等の実施</p>
令和2年度 (2020)	<p>■基本設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物整備 ●公園整備</li> <li>●展示設計</li> </ul>	
令和3年度 (2021)	<p>■実施設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物整備</li> <li>●展示設計</li> </ul>	<p>都市計画公園の 都市計画決定</p> <p>理研・野口研 用地取得（区）</p>
令和4年度 (2022)	<p>■整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物</li> <li>●展示</li> </ul>	<p>■実施設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園整備</li> </ul> <p>周辺環境整備</p> <p>各計画の中で、アクセサ ルトを含む周辺地域の環境整備 の方向性を決定する。 そのうえで、必要な整備内容 を検討し、令和7年度のグラ ンドオープンに向けて整備を 進めていく。</p>
令和5年度 (2023)		<p>■整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園整備</li> </ul> <p>石神井川沿い 擁壁整備工事</p>
令和6年度 (2024)		
令和7年度 (2025)	<p>グランドオープン</p>	



# 第 1 1 章



## 經過觀察

## 第 11 章のサイトマップ

### 1. 方向性

### 2. 方法

(1) 各項目における方向性

(2) 史跡陸軍板橋火薬製造所跡 保存活用計画自己点検表



## 第 1 1 章 経過観察

### 1. 方向性

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組まなければならないことから、本計画自体を経過確認し、定期的に点検評価する必要がある。また、史跡を活用していく中で、史跡の状態を確認・分析するとともに、各施策の達成度を把握し、それらを踏まえて抽出された新たな課題に対応し改善していくことが求められる。

そのため、史跡の経過観察における点検項目および評価基準を定め、中長期的事業に取り組む際や、その後の史跡再整備のための指標として活用する。

### 2. 方法

第6章から第9章で示した「保存、活用、整備、運営・体制」の各項目の方向性に対して、その実施状況を的確に把握するために点検表を用い、これに基づいて経過観察及び評価を行う。

点検表については、文化庁文化財部記念物課編「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」の68～69頁に示されている自己点検表を活用する。

#### (1) 各項目における方向性

保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状変更の取扱基準を定め、史跡の本質的価値を確実に保存・継承する</li> <li>(2) 学術調査を継続的に実施し、史跡が持つ多様な価値の把握をめざし、成果を区民をはじめとした多様な人々に還元する</li> <li>(3) 維持管理方法の検討と地域における保存・活用意識の醸成</li> <li>(4) 周辺の文化財群や石神井川を含めた景観等を包括的に保存する</li> </ul>
活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保存と活用の適切なバランスを保つ</li> <li>(2) 調査研究の成果を活かしながら、史跡の価値や魅力を積極的に発信する</li> <li>(3) 史跡のみならず、地域の歴史文化を総合的に学ぶことができる拠点づくりをめざす</li> </ul>
整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備</li> <li>(2) 史跡の価値や魅力を積極的に発信する拠点の整備</li> <li>(3) 史跡を中心に地域の歴史文化や環境、産業および科学技術の平和利用等を総合的に学ぶことのできる拠点の整備</li> <li>(4) 史跡周辺の歴史文化資源を結ぶ回遊ルートを設定するなどの、地域の活性化などにつながる整備</li> <li>(5) 史跡公園オープン（整備完了）に向け、PR や周知の徹底など、地域の活性化などにつながるソフト面での整備</li> </ul>

運営 ・体制	(1) 史跡としての管理運営
	(2) 日常の管理運営に関する体制構築
	(3) 運営体制の拡充（①区内部の関係各機関の体制構築、②関係団体との連携強化、③地域住民の方々との連携）

(2) 史跡陸軍板橋火薬製造所跡 保存活用計画自己点検表

史跡等の名称		史跡陸軍板橋火薬製造所跡			
管理団体、所有者名		東京都板橋区			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状・目的・成果等を記入)
(1) 基本情報に関すること	ア) 標識は適正に設置されているか				
	イ) 境界線の設置、現地での範囲の把握はできているか				
	ウ) 説明板は設置されているか				
(2) 計画策定等に関すること	ア) 保存活用計画は策定されているか				
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか				
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか				
(3) 保存に関すること	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか				
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか				
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか				
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	オ) 災害対策は十分されているか				
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか				
(4) 管理に関すること	ア) 日常的な管理はなされているか				
	イ) 特別な技術が必要な部分の管理はなされているか				
	ウ) 史跡等周辺的环境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか				
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか				
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか				

(5) 公開、活用に関すること	ア) 公開が適切に行われているか				
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか				
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか				
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか				
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか				
	キ) パンフレット等は活用されているか				
	ク) 外国人向けの対応はなされているか				
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか				
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか				
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか				
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか				
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか				
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか				
	キ) 活用を意識した整備が行われているか				
	ク) 多言語に対応した整備が行われているか				
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか				
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか				
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか				
	(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか			
イ) 体制については十分であるか					
ウ) 他部署との連携については十分であるか					
エ) 地域との連携については十分であるか					
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取り組みはあるか				

